

令和7年第2回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和7年6月13日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 原田定信	20番 三浦三一
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾  
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

日程第1 市政に対する一般質問

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回に引き続き行います。

まず初めに、10番藤本功男君の一般質問を許可いたします。

10番藤本功男君。

○10番（藤本功男君） おはようございます。

朝一番、当てました。できるだけ爽やかに始めたいと思います。よろしく願います。

議席番号10番藤本功男です。今回の私の質問は3点、1つは行政のデジタル化について、2つ目はGIGAスクール構想について、3番目が新ごみ処理施設について、以上3点であります。

デジタル化が社会のあらゆる分野で広がっている昨今であります。4月13日から始まっております大阪・関西万博では、現金ではなくクレジットカードや電子マネーの利用が主流となっているようです。効率的で安全な支払い、感染予防対策や外国人の利便性を高めるのが主な理由のようです。阿波市もLINE電子申請をはじめ、デジタル化によって、市民サービスの向上や業務の効率化を図っています。また、秋には国が整備したガバメントクラウドへ20業務が移行し、行政事務の標準化を進めるようです。このデジタル化につきましては、光と影、移行期にはいろいろな問題も出てくるものと思われま

そこで質問です。

デジタル化推進における現状の主な課題は何なのか。また、プロジェクトチームはどのような役割を果たしてるのか。ホームページのリニューアルをどのように進めているのかについて一括してお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） おはようございます。

それでは、藤本議員の一般質問1問目、行政のデジタル化について幾つかご質問をいただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目のデジタル化推進における現状の主な課題は何なのかについてでございますが、現在、情報通信技術の発展により、スマートフォンが普及し始めたことや、モバイル端末を活用したインターネット利用が急速に拡大し、暮らしのデジタル化は日常生活において欠かせない存在となっております。

総務省の令和6年通信利用動向調査によると、インターネット利用率は13歳から69歳までの各階層において9割を超えている一方、70歳以降の年代においては、年齢階層が上がるにつれて利用率が低下する傾向にあります。このことから、誰もがその恩恵を享受できる社会創成の実現が必要であり、そのためには高齢者やITに不慣れでデジタルサービスの利用が困難な方には、デジタルへの接触機会を増やし、その価値や利便性を実感してもらう取組や、デジタルへの抵抗感を取り除くことが重要であると考えております。

一方、自治体システムの標準化、クラウド化など、従来の内容からの移行時にはスムーズな導入や置き換えができるよう、研修や業務フローの見直しも行いながら取り組んでまいりたいと考えております。本市といたしましても、情報格差といったデジタルディバイド対策を検討するとともに、全庁的に行政のデジタル化が推進できる体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のプロジェクトチームはどのような役割を果たしているのかについてでございますが、本市ではDXを推進することにより、行政が担うデジタル社会の構築に向けた取組を着実に進め、業務の効率化及び市民の皆様への行政サービスの利便性の向上を図ることを目的に、令和4年度より阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを設置しております。このプロジェクトチームは、柔軟な発想ができるよう各課の若手職員を中心に構成しており、自治体DXに関するサービスの研修のほか、本市のニーズに合ったよりよいサービスの導入、検証を行っております。これまで阿波市公式LINEやInstagram、公共施設予約システム、電子申請デジタル基盤などを導入してまいりました。

そして、令和6年度には、全国的にキャッシュレス決済が普及してる状況を踏まえ、市役所窓口で市民の皆様が多種多様なお支払い方法に柔軟に対応できるよう、市民課、税務課及び各支所にキャッシュレス決済端末を導入いたしました。また、会議等で録音した音声、AI音声認識により会議録の作成を支援するAI議事録システムを新たに導入をし

ております。

本年度は費用対効果の検証や国やベンダーとの調整を推し進め、デジタル化によって効率化できるポイントを明確化し、単なるIT導入だけでなく、業務そのものの見直しをリードできるようその役割をしっかりと果たしてまいりたいと考えております。今後もプロジェクトチーム内での協議を深めるとともに、情報共有を図りながら行政DXを推進することにより、市民の皆様の利便性の向上並びに事務の効率化を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目のホームページのリニューアルをどのように進めるのかについてでございますが、今日の社会ではホームページは人々の生活に欠かせない存在となっており、特に自治体ホームページでは、市民の皆様にとって行政サービスや地域情報へのアクセス窓口となる重要な役割を担っております。このことから、本市ホームページのリニューアルを進めるに当たり、単にデザイン変更でなく、誰のために、何のために作るのかという目的を明確にし、市民の皆様への情報提供の強化、手続や検索システムの利便性向上、さらには近年個人における情報収集の機器媒体の割合はスマートフォンからの利用が非常に多くなっていることから、ITの恩恵をしっかりと受けることのできる人とそうではない人との情報格差を埋めるデジタルディバイド対策を行ってまいります。

また、トップページの構造を中心としたサイト構成を一新するとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが見やすく読み間違いが少ない字体、ユニバーサルデザインフォントを採用し、ホームページ上で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、年齢や利用環境に関わらないウェブアクセシビリティにも配慮し、誰もが使いやすく、目的の情報にたどり着きやすいホームページを実現する予定でございます。加えて、スマートフォンをはじめとした様々なデバイスに対応し、閲覧する端末の画面サイズに適した文字サイズやページレイアウトを自動調整するレスポンシブデザインを新たに導入いたします。

既に今月からリニューアルに向けた作業を開始しており、今年度末頃には市民の皆様にご覧いただけるよう計画的、段階的に進めてまいります。今後もホームページに加え、広報紙やケーブルテレビ、及び市公式SNSなどを活用することで、引き続き切れ目なく市民の皆様一人一人のニーズに合った情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 大きな課題の一つが情報格差、いわゆるデジタルディバイドと

という言葉が使われましたね。高齢者やITに不慣れな人は、このデジタルサービスにはなかなかついてこれない。それと、あれですね、かなり横文字も多いので、これにもなじめない人もいるかもしれませんね。私の母親も携帯電話をスマホに変えたのですが、使い慣れず、ストレスがたまりまして、またガラケーに戻りました。やはり高齢者の人は、時代の流れが大変だと思います。デジタルの波に乗れる人は、ほっといても自分でどんどん進みます。これについてこれない人にこそ、いかにして手厚い支援をするか、これが行政の役割であろうと思います。また、職員の負担も大きなテーマではないでしょうか。今後、自治体システムの標準化、書かない窓口、また今は戸籍の振り仮名、これも動いておりますよね、まああれやこれやと職員の方の対応も大変だと思いますので、ここのフォロー体制がやはり重要であろうと思うとります。

先ほど触れていただいたプロジェクトチームなんですけど、これ2022、令和4年度につくって、組織横断的に集めた若手中心の構成で、今も、答弁でありましたが、たくさん成果を生み出しているようです。ここが動かないと、改善、改革は進みません。これトップは安丸副市長だと思いますが、よろしくお願いします。機動性のある組織に、さらに全庁をリードしていただきたいと思っております。

それから、ホームページでありますけど、今年度末にはリニューアルするという事です。情報の格差を埋め、誰もが見やすく、読み間違いが少ない字体、ユニバーサルデザインフォントも採用するようです。これホームページなんですけども、かなりいろんな人がもちろんアクセスするわけですが、市民の皆さんからも、もっと見やすく、必要な情報がスムーズに手に入るようにしてほしいという声を、私のところにもたくさんいただいております。答弁で分からなかったんですけども、阿南市はチャットボット、これAIを利用して会話方式で案内をするというそういうアプリといいますか、それを最初にぽんと置いているんですね。これ私も使いましたが大変便利でした。それから、これ阿波市のホームページの言葉なんですけど、皆さんもご利用になったと思いますが、言語翻訳をしてくれますね。英語、韓国語、中国語2種類、今後今の阿波市の外国人の増え方を見れば、特にベトナム語、インドネシア語などについては、さらに今後ニーズが高まるのではないのでしょうか。それから、トップ画面には、ぜひとも新ごみ処理施設のサイトを入れてください。お隣の吉野川市は、サイトから入りますと、詳しい情報が手に入ります。これ前々から、私、地元からも市民の方からも、これだけ新ごみに皆さんが注目しているのに、最初のサイトにこの情報がないっていうのはおかしいんじゃないかといいことをよく聞

かれます。ぜひとも今後ご検討いただきたいと思います。答弁でもありましたように、誰のために、何のために作るのかという目的を明確にして、改善を進めてほしいと思います。

次に、再問として、生成A I をどのように今後活用していくのか、お尋ねします。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 藤本議員の一般質問1問目、行政のデジタル化についての再問、生成A I をどのように活用していくのかとのご質問に答弁をさせていただきます。

生成A I とは、ディープラーニングと呼ばれる高度な機械学習を用いて、様々な形式のコンテンツを新たに生成する人工知能のことであり、官民間問わずその利活用が急速に進んでおります。国においても、令和7年5月27日に開催されたデジタル社会推進会議幹事会において、行政の進化と革新のための生成A I の調達、利活用に係るガイドラインが決定されたところであります。近年、生成A I は全国の様々な自治体で利活用が進められ、多くの事例が公表されており、生成A I の活用が進む一方、自治体の生成A I の導入は導入コストが高額になる、人材が不足しているなどといった課題も多く見受けられます。

そこで、本市では、先ほど答弁をさせていただきましたが、比較的導入コストが安く、費用対効果も高い議事録作成サービスを令和6年度に導入し、A I を活用しての音声を自動で文字起こしすることにより、議事録作成に係る時間の削減と職員の業務負担の軽減を図っているところでございます。

今後も、国のガイドライン及び先進自治体の活用事例を参考に、業務効率化、市民サービスの向上、職員の働き方改革など、多面的にインパクトを与える重要な取組である新たな生成A I の利活用を目指し、他の自治体の施策情報や生成A I の研究データの収集を積極的に行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 生成A I、これは人工知能でありますけども、これ2022年末にChatGPTというのがぱっと出てきましたね。さらに今年1月には、中国企業のディープシークなどが世に出て大きな話題をさらっております。これ現在飛躍的に能力が向上し、多方面に活用され、本当にA I がニュースにならない日はないというぐらいでありますね。私もChatGPTについてはしょっちゅう利用しております。本当に以前に比べて格段に内容が正確で、濃く、そして的確な情報をいただきます。そういう意味で



は、本当に進化というのはすごいなと思っております。これ地元紙の報道によりますと、3月時点での徳島県の自治体は8市町、また試験運用しているところは幾つかあるということでもあります。事務負担が減り、業務の効率化につながる半面、正確性や情報漏えいといった心配があると。ガイドラインをつくり、リスク管理をしっかりと行う必要があるということです。答弁でもありましたが、コストや人材の問題もあるようです。国はこの5月28日、AI新法をつくりました。国民の不安を払拭し、推進する立場で運用するようであります。阿波市の今後の取組を注目したいと思います。

次に、再々問として、今後の阿波市のDXの目指す方向について、安丸副市長にお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 藤本議員の一般質問、今後の阿波市のDXの目指す方向について答弁をさせていただきます。

近年、デジタルトランスフォーメーション、DXは様々な業界に広がっており、特に地方自治体におきましては、少子・高齢化や人口減少、財政難といった課題を抱える中で、住民サービスの向上や業務効率化を両立するためのDX推進が急務となっております。

一方で、自治体がDXを推進するためには、予算、人材不足、既存システムとの連携の難しさ、さらには庁内の意識改革など、多くの課題もございます。

こうした状況を踏まえ、本市でもデジタル化を推し進めていくことはもちろんのこと、多くの課題を克服しながら計画的に自治体DXを推進してまいります。今年度につきましては、国の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用いたしまして、DXアドバイザーの方に専門的な観点から本市のDXを全面的にサポートしていただき、DXの推進はもとより、庁内の機運醸成を図ってまいりたいと考えております。そして、阿波市らしさを付加した、持続可能なまちづくりを進めるためには、時代の変化によって変わりゆく行政の役割を理解し、変化する市民の期待やニーズに迅速かつ柔軟に対応するため、行政の在り方そのものを変革し、質の高い市民サービスを実現することにあると考えてございます。

今後さらに人口減少、少子・高齢化が進む中で、行政DXの推進により地域社会の課題解決や市民サービスの利便性の向上を図るとともに、事務の効率化等により行政改革、さらには働き方改革を確実に進めるとともに、先ほど議員からのご指摘がございましたけれども、デジタル化の波に乗れない皆さん方、住民の方々もいらっしゃるのも事実でござい

ます。したがって、的確なスピード感を持って、これを住民サービスの実現に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） これDX、デジタルトランスフォーメーション、難しい言葉ですが、この推進は、私、行財政改革の本丸であると思っております。住民サービスを向上させ、業務改善を行いながら、働き方改革、組織機構改革を進める。サービスの必要などころにはより手厚く職員を配置し、効率化できるところは人を減らす。DXの推進は初期投資やランニングコストは確かにかかって、財政に影響を及ぼします。しかし、全体として得られる価値は大きく、拙速はいけません、後手に回るほど損失も大きいと考えます。これ市政情報課の職員や、先ほど出たプロジェクトチームのメンバーも、業務改善、職員間の調整や、DX推進計画の作成などに、大変努力をされているようであります。ここは答弁でもありましたが、トップが今の時代を読み解いて、適宜的確に策を打っていく、そういうときだと思えます。議会改革特別委員会も一体となってこのDXを進めておりますので、一緒になって今後協議を進めていきたいと思っております。

次に移ります。

学校の教育であります、教科書を使って、読んで、書いて、計算して、調べる、話し合うというのは、いまだ基本だと思っております。しかし、これ2019年に文部科学省が打ち出したGIGAスクール構想で、デジタル化が学校現場で一挙に進みましたね。見える風景も変わってきました。

そこで、質問をします。

学校現場におけるGIGAスクール構想の成果と課題についてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 藤本議員の一般質問の2問目、GIGAスクール構想についての1点目、学校現場におけるGIGAスクール構想における成果と課題は何かについて答弁させていただきます。

本市では、GIGAスクール構想の実現に向けて、令和3年度より1人1台のタブレット端末を導入し、各校で積極的な活用が図られております。これまでの成果としましては、授業や家庭学習においてタブレット端末を日常的に使うことにより、楽しみながら学習を進めることができる、画像や動画、音声等を活用することで学習内容がよく分かる、

自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができる、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなるなど、学習への興味、関心への向上や理解促進に効果を上げており、児童・生徒一人一人の情報活用能力の育成が着実に図られていると捉えております。また、教員のICTのスキルも向上し、児童・生徒の学習進度に応じた教材の提示、グループ活動での意見共有やオンライン授業などが可能となり、教育の質を高めることにもつながっております。

一方、課題としましては、タブレット端末の導入から4年が経過した現在では、バッテリーの劣化や動作の遅延といった問題が発生しております。令和6年度には、約200件のタブレット端末の不具合の報告がありましたが、ICT支援員や業者によって学習に支障を来さないよう随時対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 答弁でもありましたが、ICT教育、デジタル化によって情報活用能力が育成され、教育の質が高まってきているというのは大きな成果だと思います。もちろんこれ教える側も学ぶ側も、教育長、得手不得手がありますしね、これ学びの進度にも大きな違いがあると思います。また、やっぱりこれネットの利用や端末の操作能力が高まれば、情報のリテラシーとか情報モラルの育成など、新たな課題も生まれてくることだと思います。課題として、不具合の話から、件数も昨年200件ほどあったというのも課題の一つということでありました。

次に、現在使用している端末やOS、これ基本ソフトウェアなんですが、5年が過ぎて更新の時期に差しかかっております。そこで、再問として、更新の手続はどのように進んでいるのかお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 藤本議員の一般質問の2問目、GIGAスクール構想についての再問、更新の手続はどのように進んでいるのかについて答弁させていただきます。

国のGIGAスクール構想の推進により、令和3年度より本市でも導入した1人1台端末ですが、故障の増加やバッテリーの耐用年数も迫ってきていることから、GIGAスクール構想第2期として、県内でもいち早く国庫補助事業を活用し、現在更新を行っております。まず、児童・生徒が使用する1人1台端末ですが、大量購入することによりコスト削減や、ノウハウの共有による業務改善などを目的として、県が実施する共同調達を通じ

てHP社製のクロームブック2, 505台を、現在全ての小・中学校に整備しているところ  
です。なお、今回の共同調達では、前回の問題点を改善し、無線LANの技術基準適合  
証明を必須とし、耐久性についても第三者認証機関のテストをクリアしていることを条件  
としております。

また、児童・生徒がタブレット端末で使用する共同編集アプリや、AI機能を搭載した  
デジタルドリル、英語学習アプリなど、ソフトウェアにつきましては指名競争入札により  
6月5日に開札を行い、現在落札業者と仮契約を行っております。なお、このソフトウェ  
アの購入につきましては、市議会の議決事項となりますので、本定例会において議案の追  
加提案をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 第1期、つまり現在使用しているパソコンについては、当初国  
が急いだ共同調達、端末の不具合、それから無線LANの技術基準証明など、幾つかの問  
題点がありました。そのことを、私、一昨年6月議会で指摘をさせていただきました。今  
回はかなり慎重に更新手続を進めている、そういう様子がうかがえます。この端末なん  
ですけども、四国通建を通じて共同調達をして、先ほどHP社という話がありました、これ  
ヒューレット・パカード社という名前のようなのですが、これを使うと。ちょっと調べてみ  
ますと、ヒューレット・パカード社は、もともと1939年にアメリカで生まれて、2  
015年に分社化して、日本HP社になったというふうな記録があります。なお、エムエ  
ム総研の調査では、GIGAスクール端末全体をメーカー別に見た場合、1位はアップ  
ル、2位はレノモ、3位はNEC、このHP社はその次ぐらいに位置しているようであり  
ます。ちなみに、前回はアジア合同会社から共同調達をして、中国製のツーウェイ社のも  
のを使用しました。共同調達については、コスト削減やノウハウの共有による業務改善を  
目的にしていると答弁をいただきました。

次に、再々問として、基本ソフトをWINDOWSからクロームOSに変えた理由につ  
いてお尋ねします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 藤本議員の一般質問の2問目、GIGAスクール構想につ  
いての再々問、基本ソフトをWINDOWSからクロームOSに変えた理由は何かについて  
答弁させていただきます。

現在使用しているW I N D O W Sは、通常のパソコンで使用しているOSと同じであることから、パソコンで使用しているソフトウェアや周辺機器を使えるなど汎用性があります。しかし、定期的なOSのアップグレードはファイルサイズが大きく、アップデート中端末を使用できなくなることから、授業に支障を来す場面も見受けられました。このような課題を踏まえ、教職員へのデモンストレーションで得られた意見や、各学校の情報担当へのアンケート結果も参考にして、今回基本ソフトをクロームOSに変更しております。クロームOSは起動時間も非常に短く、児童・生徒が操作しやすいOSです。また、OSのアップデートも自動で行われ、アップデート中も他のソフトウェアを使用ができるため、授業に支障を来すことはありません。加えて、インターネット経由でデータやサービスを利用する設計となっていることから、資料共有や課題提出などが容易になり、児童・生徒がタブレット端末を家庭に忘れた場合でも、別のタブレット端末に本人のIDでログインするだけでもとの環境で使用することができます。なお、今回更新するタブレット端末は、動作が軽く、バッテリー性能も向上しております。このようなことから、個別最適な学び、協働的な学びのさらなる充実につながるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 一般的に私たちが使っているパソコンであります、あれを購入しますと、入っている基本ソフトはマイクロソフト社のW I N D O W Sということですね。今はW I N D O W S 1 1が最新版のようです。説明のあったグーグルのクロームOSは、大人の社会では少数派のようです。エムエム総研が2023年10月に調査したところによりますと、小・中学校で使用されているG I G Aスクールでの基本ソフトであります、クロームOSが42%、W I N D O W Sが29%、i P a dが29%となっているようです。なぜ基本ソフトをW I N D O W SからクロームOSに変えたのか、先ほどの答弁でよく分かりました、学校現場のニーズも高く、メリットが大きい、そのことで個別最適な学び、協働的な学びのさらなる充実につながると、つなげていくということでありましたが、子どもたちの学びの質が一層深まることを期待しております。

次に移ります。

東長峰の新ごみ処理施設であります。最終処分の仕方を、固形燃料をやめて、プラスチック資源循環法にのっとり再資源化、リサイクル化することになりました。そこで、質問をします。

最終処分におけるプラスチック資源循環の具体的な内容について、お尋ねします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 藤本議員の一般質問3問目、新ごみ処理施設について、最終処分（プラスチック資源循環）の具体的な内容について答弁をさせていただきます。

新ごみ処理施設の処理方式につきましては、中央広域環境施設組合新ごみ処理施設に関する協議会におきまして、国のカーボンニュートラルへの取組や、令和4年4月1日施行のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律への対応を踏まえた、好気性発酵乾燥方式プラスチックケミカルマテリアルリサイクル方式への変更を決定しております。新たな処理方式では、生ごみ、紙やプラスチック使用製品廃棄物などを含む可燃ごみを、好気性発酵によって乾燥処理して有機物を発酵分解します。残ったプラスチック使用製品廃棄物を含む残渣から塩ビや異物を選別、撤去した上で、圧縮してリサイクル原料といたします。このリサイクル原料は、再商品化事業者に委託をいたしまして、廃プラをパレットや土木建築資材、工業用品などの新たな製品の原料として再利用するマテリアルリサイクルと、廃プラを化学的に分解するなどしてその物質を化学原料にして、製鉄所で使用する還元剤やコークス炉ガスなどの新たな製品を作るケミカルリサイクルを行うものでございます。

この再商品化に要する費用につきましては、指定法人による費用負担や特別交付税措置を受けるため、プラスチック資源循環法に基づく再商品化計画を作成し、国の認定を受けることが必要となります。このことから、組合では、今後プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画を策定し、令和10年4月の新ごみ処理施設運用開始までに大臣認定の取得を目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） これは、プラスチックが最終どういうふうに分されるのかを表したグラフであります。（パネルを示す）プラスチックごみの行方ということで、プラスチックというのは、一番多いのがこれ、熱回収64%、それから単純焼却というのが8%、合わせていわゆる燃やすという形が72%となっております。その次に、今答弁でもありましたが、マテリアルリサイクルというのが22%、それからケミカルリサイクルと埋立て、おのおの3%となつております。今回注目されていますマテリアルリサイクルというのは、簡単に言いますと、プラスチックを細かくして溶かすなどをして新たな製品、例えばパレットみたいなものに作り替えるというのがこのマテリアルリサイクルとい

うことで。ケミカルリサイクルっていうのは、プラスチックを化学分解、ちょっと難しいのですが、分子同士を分けて、全く新しいものに作り替えるというやり方であり、還元剤であったり、コークス炉のガスであったりというようなことで使われており、そういうようになってるようです。

今後、組合はプラスチック資源循環法に基づいて、これらの再商品化計画をこれつくって、国の認定を受ける必要があるということでもありますね。どれだけの量を、どの業者に委託するのか。さっきちょっと言い忘れましたが、マテリアルのほうは38ぐらいの事業者があるようです。（パネルを示す）ケミカルのほうは8社ぐらいの事業者があるということで、その事業所に対してどうこれを分けるのかであるとか、当然比率の問題もありますが、さらに輸送費などもろもろの費用負担、これどうするのか。説明で費用負担についてもいろいろ考え方があっていうふうなことがありましたが、今の段階では詳しいことは分かってないということですね。今後、随時詳細な説明を求めたいと思います。

次に移ります。

東長峰の新ごみ処理施設周辺の地元7つの自治会は、今後組合と話を進めながら、自治会代表が集まって協議会を立ち上げます。そこで、再問として、地元自治会協議会の位置づけについて、安丸副市長にお尋ねをします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 藤本議員からは、地元自治会協議会の位置づけについてご質問をいただいております。

藤本議員ご質問の地元自治会協議会の必要性につきましては、建設予定地周辺7自治会の皆様と協議させていただき、設置させていただきたいと、このように市長が答弁をさせていただいております。令和3年12月に、中央広域環境施設組合から説明をさせていただいております環境保全協定書（案）には、新ごみ処理施設環境保全連絡協議会として提示をさせていただいており、この協議会の目的といたしましては、まず新ごみ処理施設及びその周辺環境の保全を行うことを目的とした協定書締結についての協議を行うこと、また非常事態が発生した際の公表基準を検討、設定するための協議を行うためと、このようにさせていただいております。

今後におきましては、現時点で地元自治会との協議会が結成されておきませんので、何よりごみ処理場予定地周辺自治会の代表の方々と話合いの場を設けて、議員ご質問のこれまでの経緯も十分に踏まえまして、環境保全協定書の締結に向けての協議並びにごみ処理

場建設に係る遵守事項、こういったものについて説明を行ってまいりたいと、このように考えてございます。よろしく願いをいたします。

(15番 松村幸治君 退場 午前10時49分)

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 新ごみ処理施設の候補地選定が東長峰に決まる過程で、組合は7つの自治会とほぼ単独で説明会を開いてきました。そして、昨年3月に、組合は建設に関する同意書、これをそれぞれ7つの自治会と締結いたしました。この交渉の過程で、前管理者、そして現管理者であります町田市長も、先ほど答弁でありましたが、環境保全協定書は7つの自治会の協議会と組合とで締結すると説明をしてきました。この協定書、稼働期間をはじめ、公害防止、被害者補償等、極めて重要な内容が盛り込まれます。特に、稼働期間については、20年間という話は説明会でも出てきてはおりますが、正式に決定されるのは協定が締結されて初めて効力を持つものと考えております。その意味でも、協定の締結のタイミングが大事です。これ町田市長は、令和7年度の前半くらいに正式な協定書を締結したいと地元説明会で述べております。

私たちは、今の副市長の答弁も含めて、協議会の目的を主に3つぐらい考えております。1つは、環境保全協定書の締結、2つ目に、入札から工事の進捗の説明、工事に伴う遵守事項の協議、3つ目に、周辺対策事業の円滑な推進の話合いということを中心に柱と考えております。先ほどの答弁、若干副市長の答弁にはなかったところがありますので、今後これはいろいろと詰めていきたいと考えております。協議会の要綱等、今後早急に詰めていただいて、一日も早い立ち上げを、これ組合とともに私たち進めていきたいと思っております。

次に移ります。

今回、議会の開会前に、東長峰の新ごみ処理施設の賃貸借契約の説明がありませんでした。市長、非常にこれ私残念に思っております。といいますのは、市長は地元の説明会で、賃貸借契約については3月をもって地権者と交渉を終え、4月中には締結できる見込みで、5月の連休明けには業者選定に取りかかりたいと、こういうふうになんか所かで述べられております。当然、地元の人もそういうふうを受け取っていたと、私もそうであります。この流れに沿って、いわゆる公開の場で定例会があるわけではありますが、ここでしっかりと論戦をして、市民の皆さんにやり取りを見ていただくというのが、大きなこの議会の役割だと思っております。



その意味で、昨日後藤議員がその件に触れられました。全くそのとおりだと私は思っています。これ原田定信議員も後藤議員も触れたんですけども、ちょっとびっくりしたのは、6月2日の地元紙の記事でありました。組合側の事務の停滞で、施設面積の確定に時間がかかるなど、事業の不透明さが地権者を困惑させ、信頼を失われそうになったが、ここまでよく我慢していただいた。信頼関係を構築するために、平日、休日を問わず、少なくとも週に1回は地権者の事務所や建設予定地に足を運び続けた。公共事業の基準に基づいた契約条件を組合が提示し、4月末頃には大まかな交渉を終え、ご理解をいただいた。信念と粘りが地権者に伝わったというふうな内容でありました。これ、市長、かなりある意味生々しいやり取りが記事になっておりました。地権者との交渉に大変努力をされたということがにじんでいる記事だと理解をしております。しかし、交渉の具体的な中身については、ある意味何も出ていないという感じがしましたね。地権者との関係について、私、一昨年10月16日に開かれました新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会でこう言いました。追われる立場の組合が地権者と対等に交渉できますかと、こういうふうに疑問を投げかけましたところ、町田市長は、民間同士の交渉とは違いますと、いろんなルールが定められております、交渉が有利不利に働くことはない、こういうふうにおっしゃられました。ただ、私、今までのいろいろな経緯を振り返ってみますと、本当に対等な交渉ができていたのか、大いに疑問を持っております。

そこで、再々問として、賃貸借契約をはじめ、今後の地権者との関係について、どのような立ち位置で交渉していくのか、市長にお尋ねをします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 藤本議員の一般質問の3問目の再々問ですかね、賃貸借契約をはじめ、今後の地権者との関係について答弁をさせていただきます。

先ほど藤本議員も言われましたように、6月2日、昨日もいろいろと説明をさせていただきましたが、6月2日の新聞にいろんな賃貸借に関する記事が掲載されました。それに関しましては、昨日も申しましたが、日本国憲法の21条とか放送法の中で、あえて名前を挙げませんが、報道機関と我々行政とは立ち位置が違うんですよね。いろんなもので放送機関においては民間でもあって、いろんな報道とか、それにはあくまで個人情報とか公益性に影響を与えるような報道、それとか掲載をしてはいけないということを前提に立ち位置が違うんですから、手をつないでどうこうってわけにいきません。ですから、藤本議員も言われましたように、議会にちゃんと説明するという二元代表制については、私は、

基本的には、大事なところは議会でいろんな協議会を、全協を開いてもらったりして、議会軽視ということは全然心の中にございませぬ。そういったことで、報道機関をコントロールするには、これいろんな法律で縛られております、そこに圧をかけるって言い方はいけません、ここを抑制したり行政が介入して深掘りするってことは、いろんな放送法でも定められております。最近の報道等には、私以外のことも関連記事が、いろんなことが載っておったと思います。

(15番 松村幸治君 入場 午前10時57分)

そういった中で、先ほどの話がばらばらになるんですけど、地元の7つの自治会の協議会におきましては、令和4年10月に、以前の入札がDBO方式で、不調になる前にも環境協定書等について、かなり自治会が別々に会をしたので、合同でやってないので、いろんな意見が出た中で素案みたいなのも示させていただきまして、これから初めて新たな協議をするというようには私は思っておりません。たたき台というのをお示しいたしました。ということで、周辺対策の話も出ました。様々な意見は数十回不調以前にもしてるわけですよね。なので、それを3年後の現在も、今年の2月28日から3月いっぱい7自治会を回った中で、的確に覚えていられる方もおりますし、昨日申しましたが、説明会の参加が少ない方におかれましては、認識が違う人もおります。そういった中で、協議会の議員のおっしゃったいろんなポイントについては、かなり知っている方もかなりおられます。それで、これからそれを決定していくという作業には早急に入りたいというように考えております。

それと、先ほど申しましたが、昨日後藤議員の質問にも、補足の説明を議長の許可を得てさせていただきましたが、実際本来用地交渉といいますのは、賃借にしる買収にしても、市議会の地方自治法の96条の第2項に、予算の議決っていうのは市議会の議決が過半数を超えて要するという中で、交渉に当たっていく際には予算の議決が、現在組合議会では予算の議決がなされておられません。そういった中で、交渉していく上で、仮契約とか金額の具体的な数字を示して交渉者とするわけにはいきません。ということで、交渉を終えましたというような表現にさせていただいております。ですから、今後阿波市と構成市町でいろんな予算に対しての負担金が、組合の財源の主なものとなっております。そういったことで、その予算の総額に、負担金をいただくための構成市町での説明が非常に重要になってくるということになります。そのときに賃借料の額も、総事業費、工事のDB、デザイン設計の工事費も出てくると思います。それに伴う負担金の説明っていうのは、かな

りな懇切丁寧な説明が必要かと考えておりますので、これからが正念場ということをお認識しております。こういった中で、ああいう表現になったということで、これについては正当性はあると思うんですよね。例えば、予算の基準がないのに、幾らでどうですかということをおできません、これはあくまで議会軽視になります。ですから、交渉を終えたということは、前向きな捉え方をしたら、交渉はある程度終えたということをごさいます。今度お示ししていく予算額が、果たして議会の中で、構成市町、組合議会の議会の中で適正な価格っていうのは、それぞれの議会において、それで組合議会において適正な金額であるってことは説明を十分にさせていただきます、そして賃借契約に臨んでいきたいという趣旨がごさいます。

そういったことで、今年の2月28日から3月いっぱいにかけて、阿波町の7自治会を回った中で、いろんな意見が十人十色でごさいます。なので、過去の意見を持ち出す方と、これから先について持ち出す方もごさいます。そういった中で、特にやっぱり藤本議員がポイントで上げられました周辺対策と稼働をしてからのいろんな環境負荷ですね、そういったことと稼働年数、そういったことの話もほとんどの時間が説明会の中でそのポイントに絞られました。そういうことで、地元の方もかなり内容については認識をしているが、どうやって最終の帳尻といいますか、協定書の最終協定を巻くのかとか、巻きながらもいろんな不安が払拭できない場合は、どういう部分で補完していったって、地元の多くの、一人でも多くの方の理解を得られるかということには、A3の協定書1枚では補完できない場合には、いろんな部分を書類を補完しまして、より安心していただけるようなことを考えております。

一例を挙げますと、周辺対策事業っていうのが、各7自治会阿波町でも行われると思うんですよね。これにつきましては、私も、数年前に県内で一番新しい新ごみ処理施設といえば、吉野川市が今ほぼ建設が完了が近いんですけど、阿南市のエコパークというところが県内で一番新しいと思うんですよね。そういった中で、阿南市の海ぶちになるんですけど、エコパークに行った際には、周辺対策事業っていうのを、決算で上がったときに各自治会に行って、いろんな事業の市の事業と混ぜるっていうか、混合することなく周辺対策事業で、令和何年度はこういった事業をこういったことでやりましたよとって、決算が終わったら毎回説明してると。そして、優先順位を自治会の方が出していきますよね、事業箇所を、こういった際にも、2年後、3年後には優先順位が変わってくる場合もあります。そういったことで、年に1回は前年度の実績と今後の事業計画の変更と、それと7つ

の自治会がありますので、周辺対策の総事業費が決まりましたも、7つの自治会でどう配分するんだといったことがあって、3年かかる事業、1年で終わる事業、ソフト事業、ハード事業もございます、そういったことで、最終的な詰めにはいろんな環境協定書以外のものも必要かと考えておりますので、これ早急に取り組みたいと思っておりますので、どうかよろしくをお願いします。

それと、藤本議員の聞かれました賃貸借契約におきましては、何回も言いますが、先々月をもって交渉の段階は終わりました。こういったことで、これからの関係といいますか、交渉内容についても、やはりうちの建設部等でしていますように、公共事業の中には様々なルールがございます、なのでルールの範囲内での交渉を終えたということと、将来的につきましては、事業の建設期間、また稼働運用した期間におきましても、地権者の方とはある程度信頼関係をもってやっていくのがいいのではないかと考えております。それには、やっぱり賃借するんですから、一定の信頼関係をもって、仮に20年としたら20年間お互いで補完し合ったりする部分があっていいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（笠井安之君） 藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 先に3点ほど、市長。

1点は、今回の新聞報道、そらね、自治体の長でありますので、どういう形に載ろうがインタビューを受けることは決して悪くないし、むしろ市民の皆さんに伝える役割としてありだと私は思うんですよね。地元紙にしたって、しっかりと記事にすることが多くの市民に伝達できるという働きもあると思います。

2点目、昨日後藤議員が言ったのは、もちろん本会議で向かい合って分かる範囲での数字をやり取りしましょうということも含まれておりますが、私、もっと大事なのは、本会議こそきちっと向き合って大事なことのやり取りをしましょうというふうなこういう訴えでなかったのかと思います。

3点目、地元自治会の件もいろいろ市長は触れられましたが、これ私もともと7つの自治会で説明会を開く以上、そのとおり議事録を上げなくてもいいから、要点をきちっとまとめてそれを共有しませんかということは何度も言ってきました。これやってませんでした。だから、それぞれの自治会の住民がそれぞれの思いで動くんです。これ今は言っても仕方ないんです。3点についてどうしても言いたかったので言います。

さて、新ごみ処理施設についてなんですけど、私、前回代表質問で、失礼とは思いまし

たが、市長、ブラックボックスだという言葉を使いました。これは建設地がどうして借地になったのか、入札が不成立になった検証結果、公設民営から公設公営になった経緯、さらに何年もたつのにいまだ現地視察ができないことなど、これらの説明が、議会ではありませんよ、これ地元に対して、市民に対して何もなされていない、だからとこれを根拠に上げて私は言うたわけですね。特に、これ建設地を購入から借地に変えたことで、様々な場面で交渉が壁に当たって、不利な立場に追いやられたことはないでしょうか。私、市長からのいろんな説明を聞くと、その裏で大変苦勞している感じをいつも受けておりました。

それから、これはまあまた組合等で議論することかもしれませんが、例えば調整池工事が終わりましたね。あれ組合から1億2,000万円出しとります。その負担割合について、市長は地元でも説明をされておりましたが、その後これ一体どうなったのかの話はまだ聞いておりません。さらに、建設前の造成工事、これ一般的には地権者がするのではないのでしょうか。これ分かりませんが、全く現場は変わっておりません。これ造成工事って地権者、えっ、組合、どっちかななんていう疑問もありますし、そういったことについておのおの市長からの説明はほとんどないんですよ。ですから、私は不透明だっという言葉を使いました。町田市長は度々、昨日もそうでありましたが、令和10年4月の稼働ができなければ、1市2町、5万7,000人、2万5,000世帯に大変な迷惑がかかるとおっしゃります、もう後ろは決まってるんだということで。これももちろん恐らくこれ議会の20人全員異論はありません。さらに、昨日原田定信議員が言ったように、本当にこれ成功させないといけませんので、我々はチーム一丸となって後押しをする、これに変わりはありません。ただ、やはり今回は言わせてほしい。問題となっているのが、結果が出れば途中の過程はブラックボックスでもいいんですかという話を、私は今回もやっているわけでありませぬ。また、大切なことは、一連の流れが可能な限り透明で、地元住民や市民に説明責任が果たしているか、これがとても重要だと思いますし、今のままでは多くの関係者が本当に納得しているのでしょうか、後々の継承に耐え得るのでしょうか、そういった疑問を私は持つておるところでございます。

今後、賃貸借契約が調べば、組合は借地権、これが持てるわけ、権利として持てるわけですね。調べてみますと、借地権っていうのは、非常に大きな重要な権利である。これを持つことによって、まさに組合は主体的に事業、これを進められるということも一方で理解はできておりますが。しかし、これからこれ賃貸借契約の中身を今後明らかにして、そ

の後の入札工事とスケジュールが進むわけではありますが、やはりきめ細かな情報を発信していただかないと、地元住民、市民が不安と同時に不信を持ち続けてこの事業が進んでいくというのが極めていけないと、私は議会人の一人としてそういうふうに考えます。どうぞ今後とも前向きに情報発信についてお考えいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(市長町田寿人君「議長、すいません、小休でお願いします」と呼ぶ)

○議長（笠井安之君） 小休いたします。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（笠井安之君） 小休前に引き続き会議を開きます。

これで10番藤本功男君の一般質問が終了いたしました。

それでは、暫時休憩をいたします。

午前11時13分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番吉田稔君の一般質問を許可いたします。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） それでは、議席番号16吉田稔でございます。一般質問をさせていただきます。

今年も先日梅雨に入りました。去年はいつ梅雨に入ったのかなと分からんぐらいだったんですが、毎日雨が降っております。私も田植をしておったんですが、雨の中の田植、こう稲が植え傷みしないってことで、まあ昔から梅雨どきは農家にとっては田植の季節にもってこいってところでございます。ところが、九州の鹿児島県は、梅雨に入るなり梅雨前線が止まってしまって、線状降水帯ができました。豪雨災害が早くも出ております。こういうのはもうよそにあることはうちにも回ってくるっていう例でございますが、我々も気を引き締めて、特に讃岐山脈と吉野川に挟まれて、東西に長いってことで、県河川が48本あるようでございます。その県河川の48本ですか、48本の上流部分が準用河川といって、阿波市が直接管理してるというような重要な河川、数が特に多いってことで心

配の種が尽きません。私も伊沢谷川の下流域の際に住んでおるんでございますが、かなり今年も雑木が生えてきて、河原の中が林のような状態になっております。ここへ梅雨の豪雨が降ったり台風が来たりしたら、かなり堰どめされて、我々の地域に流れ込む可能性がないのかな、心配しながらここ一、二か月おったんでございますが、県のほうで、伊沢谷川、ちょうど県道鳴門池田線に架かる、下伊沢谷橋で樹木の伐採、それから河床のさらえろということですかね、そういったことをされています。阿波市には県河川が48本もあるということで、ほかの河川もどうなってるのか建設部に聞きましたら、何か所か県がそういう樹木の伐採、床ざらいもやっていただいているということでございます。また、市のほうも、準用河川については、危険なところから同じような樹木伐採、河床のさらえろなどをかかっとなるそうでございます。地域住民にとっては、豪雨災害っていうの、特に県河川の沿川が心配でございます。

ちょうど合併前、もう20年前だったんですが、伊沢谷の谷の斜面、山肌が崩れまして、民家に流れ込みました。私もちょっと見に行っただんですが、山肌側の表とか、帳場とかいいますと、そっちのほうで土砂が家に流れ込んでいて、住民は別のほうでおったから助かったっていうことで、現場を見て土砂災害ってすごいなと思いますね。いつ山が水を含んで流れ落ちるか分からないってことで、住民の方は、まさかと思ったけど、うちが災害に遭ったということで、これ本人も気はつけているんでございますが、防ぎ切れないものもあります。それを防いで防災事業をやっていくのが、県なり市の役目でございます。そういったことも見ておりますので、こういう梅雨どき、それから台風の時期に入りますので、非常に気を引き締めて担当部局、動いていただいているようでございますが、毎年このことになると慣れっこになる場合もありますので、ひとつ市民の命がかかっておりますので、慎重にその辺は準備していただいているようではございます。後で話も聞きたいと思っております。

それから、ため池が阿波市は結構あるんですよ。73か所、農業用ため池で、改良区なり水利組合が利用しております。その中で、73か所のため池の中でも、その付近、下流に民家がある、非常に防災を重点的に施工せにゃあいかんという、防災重点農業用ため池っていうのが63か所あります。もしもそれが決壊したら、民家に被害を及ぼすということでございます。何年か前に西日本豪雨がありまして、切れないと思った池が切れてしまったってことで大きな被害も出ております。これも油断ならん被災の原因になるところでございます。これは産業経済部が管轄しておるようでございます。そういった危険区

域について、危険箇所について、担当部局は豪雨の前にどういった準備をされているか、各担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 吉田稔議員の一般質問の1問目、風水害対策についての1点目、豪雨や風水害を心配する季節となってきた。地域防災や減災について各担当部局はどのように準備されているのかのご質問のうち、建設部所管部分について答弁させていただきます。

市内を流れる河川については、県が管理する一級河川が48本、市が管理する準用河川が57本ございます。近年の豪雨や台風など、災害は年々大規模化、頻発化をしており、防災・減災対策の重要性が一層高まっております。このような中、建設部においては、有利な地方債である緊急浚渫推進事業債等を積極的に活用し、河川施設等の防災・減災対策に取り組んでいるところでございます。

緊急浚渫推進事業債については、総務省より、令和2年度から時限措置ではありますが、緊急的に河川等のしゅんせつ等が実施できるよう創設され、全国の多くの地方公共団体で活用されております。建設部維持管理課におきましては、前述に説明いたしました緊急浚渫推進事業債を令和2年度より市の管理する河川において積極的に活用し、樹木伐採、堆積土砂撤去により水位上昇を抑え、地域の安全を確保しているところでございます。また、徳島県におきましては、県の管理する一級河川を適正に管理するため、しゅんせつ、伐木等の対応を年次的に実施していただいております。令和6年度から今年度にかけては、伊沢谷川の樹木伐採、松崎谷川の河道掘削など9か所で計画的に実施されております。今後におきましても、地域の要望に早急に対応し、防災・減災を重点に考え、地域の安全・安心を念頭に、河川等の維持管理に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 次に、産業経済部所管部分について答弁をさせていただきます。

初めに、ため池についてでございますが、議員からもお話がございましたが、本市には農業用ため池が73か所、そのうち決壊した場合に周辺地域に人的被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池が63か所ございます。本市では、これらの防災重点農業用ため池に対して、市民の皆様の安全・安心の確保を図るため、ソフト、ハードの両面から防



災対策を講じているところでございます。

ソフト面の対策では、ため池の決壊による浸水被害想定を分かりやすく市民の皆様に周知するため、令和2年度にため池ハザードマップを作成し、全戸に配布しております。また、ため池を適正に管理、保全するための対策として、令和4年に徳島ため池管理支援センターが設置され、専門技術者による現地パトロールや技術的な指導や助言などが行われており、加えて、台風による豪雨が予想される場合などには、ため池の堤体への負荷を避けるため、ため池の水位を下げる事前放流など、土地改良区等と連携を図りながら水害対策に取り組んでいるところでございます。

一方、ハード面の対策では、県が事業主体となり、令和2年度から第1金清池の堤体耐震改修工事が進められており、令和8年度に完了する予定でございます。また、市が事業主体となり、令和6年度から7年度にかけ、防災重点農業用ため池に係る特別措置法に基づき、土成町にある日吉中池の廃止工事や、阿波町にある別埜池への水位監視システムの導入に取り組んでいるところでございます。

次に、台風などによる洪水の発生時に浸水被害を防止するための排水機場についてでございます。

本市には、排水機場が9か所あり、現在県が事業主体となり、中ノ坪排水機場と五明谷排水機場で改修工事が進められており、これらの施設については、令和元年度に機能点検を実施し、機能保全計画に基づき令和2年度から設計を開始、また令和3年度から、電気設備やポンプなど、浸水被害を防止するため継続的な施設整備を進めているところでございます。今後におきましても、国や県、地元土地改良区等との連携を図りながら、計画的に土地改良施設の耐震化、長寿命化を推進し、市民の皆様の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） ありがとうございます。過去に何回か阿波市も土砂災害っていうのは部分的にあったりしております。県河川、先ほども部長が言われたとおり48本もありました。もう七、八年前もここで質問したんでございますが、県のほうへ要望をしっかりと出して、樹木伐採、河床の床ざらいをやってもらうように提案もしたことがあります。歴代の市長も、知事に直接要望する機会には、どんどん県河川の管理についてはやっておられるようでございます。町田市長も、知事との懇談会には要望を、この辺も出して

いただいております。これはもう毎年のことですが、伊沢谷川を見ておっても、もう六、七年前に樹木伐採したのが、また元のとおりになっている。常に水は流れてないので、木が生えるのが早いっていうので、これ仕方ないけど、やっぱり管理は怠るわけにはいかないうことで、市長も県河川、市内のは担当部長らと直接見回っていただきまして、要望は遠慮なしに知事のほうへ上げていただきたいと思います。国のほうも国土強靱化予算っていうんで、地方へ出す、交付する金も増えたようでございますので、県のほうも動きやすくなったっていう話も聞いております。過去には、市内の県河川、県予算が少ないので、市が伐採した雑木の処分代を払うから、県のほう何とかしてくれってことで県が動いてした経緯も知っております。今、国土強靱化予算がついたので、もっとう阿波市に対する、阿波市河川に対する予算もつきやすくなっておるとは思いますが、市長が要望していないと実現も不可能かと思しますので、知事との懇談会のたびに、ひとつきれいに河床がなるまで要望し続けていただきたいと思います。

内水がたまったときに吉野川へ流す排水機場っていうのが、市内に9か所ある。これも大分前でございますが、いざ豪雨のときに、排水ポンプは大と小があるんですけど、回しにかかったら、小は回るけど大のポンプがかみついて回らないっていうなことがあってびっくりしました。委託した管理者は、地域の方をお願いしておるんでございますが、そういう梅雨に入る前に試運転はやっておるようでございますが、本番になってポンプがかみつくっちゃうんですかね、電気は入れても回らないってことで、急遽メーカーを呼んだんですが、それがまた県外から来るから何時間もかかって、その間に内水がこう上がっていった。そういうこともございますので、メンテナンスはやってても、本番でそういうこともあるってことで。

今、大規模な排水機場の改修工事も、箇所によったらやってるそうでございます。ポンプやモーターの見直し、修繕、かなりな金額がかかるようでございますが、やっていただいておりますということでございます。常にメンテナンスしていても、本番に動かないってことはそのポンプの限界が来ておったのかも分かりません。そういったところもひとつ、担当部長、地元には管理は任されておるんでございますが、情報を聞き取りながらいろいろ施策を打ち出していきたいと思っております。

農業ため池、常には地元の改良区や水利組合が管理しております。先月も阿波市の農地整備課、それから国、県、連名で、ため池の見回りをしっかりやってほしいと。直すところがあったら直してほしい。それから、洪水吐に樹木やいろんなびんとか何か詰まってきた

ら、それもしっかり取り除いてほしいという内容の文書が来ておりました。これも年々でございますが、地元の改良区も気をつけておりますが、やはり市のほうからそういう連絡が来ますと、改めてまた気を引き締めて理事も担当職員も動いておりますので、年々のこととはいえ、梅雨前にはこれからも同じように注意喚起はしていただけたらと思います。取りあえず担当部局は責任を持って動いていただき、市長はその要望をまた県知事に上げてほしいということをお願い、要望をしておきます。

関連の再問でございますが、防災・減災について、県との連携や協力はどのようにやっておられるか。担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 笠井危機管理局長。

○危機管理局長（笠井和芳君） 吉田議員の一般質問の1問目、風水害対策についての再問、防災・減災について県との連携や協力はどのようになっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

豪雨に伴う災害として、河川氾濫等のほかに、特に警戒を要する災害には、議員お話しのとおり土砂災害があります。県は土砂災害防止対策基本方針に基づき、土砂災害が発生するおそれのある箇所を抽出し、土砂災害警戒区域として指定しています。国土交通省は、毎年6月を土砂災害防止月間としていることから、指定されている土砂災害警戒区域について、徳島県東部県土整備局、阿波吉野川警察署、徳島中央広域連合消防本部、及び阿波市消防団、並びに市の建設課、危機管理課職員により、この期間中に合同巡視を実施しており、関係機関と連携し、土砂災害の危険箇所の現状把握に努めるなど、情報共有を図っております。

幸いにも、近年は、本市での新規指定はございませんが、これまでに危険箇所に指定されている警戒区域の再認識を目的とした巡視をすることにより、発災時の迅速な初動対応につながるものと認識しております。加えて、危険箇所を表示した阿波市総合ハザードマップを市ホームページに掲載するとともに、各戸へ配布しており、ご自宅と危険箇所との位置関係をご確認していただくことにより、早めの避難行動を促すよう周知啓発をしております。今後におきましても、各関係機関等がそれぞれの役割において連携することにより、市民の皆様の生命、身体、財産を土砂災害から守るべく全力で取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 県との連携でございますが、土砂災害警戒区域っていうのは県が指定するそうでございます。県と一緒に建設課、それから危機管理局もそろって現場を見ていくそうでございます。それ専門におられるので、それなりに見てはいただくんですが、やはり雨が降り出してちょっとおかしいなって感じるのは、地元住民でございます。常に水が吹かないところ、山肌とか水が出だしたと、常に崩れない岩石が何個も落ちてきたって感じるのは地域住民でございます。今の6月に土砂災害警戒区域、県と連携して見回り、歩くそうでございますが、これからも地元住民、特に山間部にお住まいの方、日頃と違うなって感じるのは地元住民でございますので、そういった方の情報を入れるような、阿波市の広報に少し入れて注意喚起してもらったらどうでしょうかね。職員が回るのはそんなに頻繁に回れるわけがございませんので、地域住民の方がちょっとおかしいところから水が噴き出たとか、ちょっと岩がずれかけたとかというのは一番感じるところでございますので、そういったことを広報に出して注意喚起していただいたらと、私は思います。参考に検討していただけたらと思います。

あと、県との連携は、先ほども繰り返しましたが、県への要望は、市長は年に何回も県知事と懇談会もあるようでございますので、遠慮なしに要望は上げていていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長、続けていきましようか。

○議長（笠井安之君） はい。

○16番（吉田 稔君） 行きましよう、はい。

次に、2番目、農業政策についてでございます。

今、日に日にマスコミで流れております米不足……。ああ、3番目、失礼しました。3番目が飛んだ。

再々問、失礼します。

3番目に、発災時の対応体制はどのように予定されているのかを市長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の1問目の再々問、発災時の対応体制はどのように予定されているのかについて答弁させていただきます。若干長くなりますが、順次答弁をさせていただきます。

台風接近時を例に挙げて説明をさせていただきますと、台風接近に伴う本市に及ぼす影

響を事前に分析、協議し、市職員で構成する水防対策会議を招集して、まずは今後の状況の変化に即座に対応が可能となるよう、高齢者等避難の発令についての情報の共有を行います。

次に、変化する台風情報の把握に努め、警報、土砂災害情報、進路、被害の状況により、事前に定めた5つの配備体制に基づき、市及び消防団の体制を待機体制、警戒体制から第1非常体制、第2非常体制、第3非常体制と強化します。また、体制の移行に伴い、現地対策本部を設置し、避難所を開設するとともに、その後の避難情報など状況の変化に応じて避難所を増設してまいります。

次に、第1非常体制から第2非常体制への移行は、市長を本部長とする市職員及び消防団長を招集して、水防本部員会議を展開し、第2非常体制以後は、本部長である私が陣頭指揮に当たります。同時に、消防団長は、全消防団員を水防団として招集し、各方面で各分団管轄内において、団員の安全を最優先とした上で、警戒態勢を命じます。指示を受けた消防団員は、被害状況の確認、市民への呼びかけなどの巡視を実施し、消防団長へ状況報告を行います。さらに、状況の変化に伴う対応体制の移行と同時に、災害対策基本法に基づき、市民の方へ避難情報を発令し、避難の呼びかけを行います。

市からの発令は、次の3つがございます。

まず、ご高齢の方、障害のある方など、要配慮者の方々を対象に発令する警戒レベル3の高齢者等の避難については、安全確保のため事前の発令に努めております。また、災害のおそれが高まったことにより、危険な場所から全員が避難しなければならない段階では、警戒レベル4の避難指示を、既に災害が発災、切迫していると判断された場合には、警戒レベル5の緊急安全確保を発令いたします。加えて、避難情報は多方面からの情報を分析し、市長の判断のもと発令いたします。市民の皆様への避難情報の発信につきましては、あらゆるツールを活用し、伝達しております。

また、吉野川の水位上昇に伴う外水流入が見込まれた場合には、浸水被害を防止するための排水能力を有する排水機場9か所のポンプを早い段階で作動できるよう、万全の注意を払うとともに、国土交通省が所有する大容量型の排水ポンプ車の早めの出動要請を行うことで、堤外への排水体制の構築に努めているところであります。

また、県内市町村では初となる高性能排水ポンプ車を活用し、市職員で構成された救援機動隊が市内全域に急行できる即応体制を維持しております。このように、本市では、阿波市地域防災計画に基づき、災害時には被害を最小限に軽減できるよう常に最善を期して

おり、今度におきましても、年々激甚化する風水害から市民の生命、身体、財産を守るため、防災・減災に努めてまいります。

結びに、先ほど吉田議員の提言があったように、知事及び徳島河川国道事務所、そして高松の四国整備局、国土交通省にも出張する際がありますので、その際に今言ったような阿波市の河川対策等について要望を重ねて、阿波市民の生命と財産を守っていきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 詳しい説明、市長、ありがとうございます。

いざ発災となると、市長は災害対策本部長で指揮を執るということで、いろんな段階、手続、動きについて対応マニュアルを作っているということで安心はするんですが、全国の市町村、災害の後で市町村長がちょっと反省をする弁をちよくちよく聞くんですが、住民の待避指示とか待避行動に移ってもらいたっていう案内がちょっと遅れたばかりに、取り返しのつかんことになった。マニュアルではいろんな段階、雨量がどれぐらいになったら要配慮者に待避してもらおうとか、今も市長が詳しく述べられましたが、マニュアルを見ながらというのなかなかできないんですが。対象住民に避難してもらおうと思っても、うちの今のマニュアルの中でいうたら、まだ雨量が、累積雨量が少ないので、もうちょっと待ってたんですが、まさか夜中にこんなに豪雨が何時間も続くとは思わなかったもので、避難誘導をしなかって失敗しましたという首長の答弁をテレビでちよくちよく聞きますので、住民が危ないなと思ったら早めの、マニュアルはあるけど早めに、日のあるうちに待避していただくと。マニュアルをちょっと俯瞰して、そういった行動を、動いてもらう指示がやっぱり市長は必要なんじゃないか。もしも空振りになっても、大したことはやっぱりなかったでないか、待避したけど大して雨が降らなんだでないかって、後で一番言われるかもしれませんが、この頃皆住民も知っておりますので、市長があらかじめ大したことないと思っても、避難誘導をかけてくれたおかげで助かったなっていう方がほとんどだと思いますので。そういう避難誘導なんかは、マニュアルがあって、それに雨量が達しなくても、もう夜が近づいたな、それから夜中にどんだけ降るか分からんなと思ったんは、これは本部長である市長の決断にかかっておりますので、そういうのは遠慮なしにやってもらって、市民も怒る市民はいないと思います。

こういう本部長、市長を支えるやっぱり専門官が、私は必要だと思うんですね。今ま

で自衛隊を退職された防災監、もう8年近くいたかな、今年の3月に退職されたことで、自衛隊の業務、国内においてはそういう地震とか台風災害の救援活動にも手慣れておりますので、自衛隊から、退職者に来ていただいておったんですが、非常に消防団とか広域連合の消防本部からも信頼があつて、庁舎内部でも信頼がある方だったようでございますが、3月末で退職されたっていうことで。市長も後釜を頼んであるそうでございますが、自衛隊のそういったプロフェッショナルな方、経験された方を再度要請していただければ、市長の補佐役に十分なるんでないかなと思います。

それから、担当部局で話をしておつて、私もいいなと思ったのは、危機管理局に災害対策監とって、気象庁の气象台で長年おられて退職された方を、会計年度任用職員で雇われてるっていうことで、これいいことだなと。議員しながらちょっと知らなかったんですが、今回非常に勉強、心強いと思います。気象の読み解きは、そこでおった者でないと先も見通せないんで、市長を支える専門補佐官として気象庁OBを雇っているっていうことに、これは非常に私も感心しました。今後、自衛隊のOBも雇えるように努力していただきたいと思います。

○議長（笠井安之君） 質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 続きまして、2番目の質問に移ります。

農業政策について。

令和の米不足と言われているが、実際米騒動ってもうこの頃言われておりますが、本市の今年における米の作付状況や予測はどうなっているのかってことで質問してございます。

もう毎日のように、備蓄米についてテレビ報道、新聞報道がにぎわせております。昨日は徳島県内の販売店にも備蓄米が並んだってことで、お客さんがもう何百人も並んでおるところが出ておりました。1年前に比べて、去年収穫した新米が5キロ四千何百円ってな状況でございます。備蓄米だから、政府は送料料金まで出して、末端のスーパーや米屋さんまで行くようにしたばかりに、2,000円切れる前後で消費者に渡ってくるので長蛇の列になっております。1年かけて倍になったってことで、消費者からしたら急に倍に

なったので、米の値段が高いっていうのは無理もないところだと思います。しかし、農家にしたら、昨年、我々農家の人が、農協に1万円、30キロで1万円近い、約1万円ぐらいで出荷したんですが、その農協から、今度米の全国の手前の米卸業者に渡し、また中小の米卸業者に順番に渡し、またやり取りをしてる間に、30キロ農家渡しが1万円だったのが、2万5,000円、2万8,000円っていうようになって、もう我々農家からしたらびっくりでございます。

ただ、農家にしたら、ちょっと白けたところもでございます。長年、1970年代から米が余り出したってことで、政府の米の管理費を下げるために、転作を農家に強いるようなことになったんでございますが。何年か前に、米の強制的な転作推進っていうのは、国ももうやめまして、しかしながら米の暴落を招いてはいけないっていうことで、日本の国内需要は、実は今だったら700万トン前後だよということで、それに見合う、生産したほうが農家のためにもなると、消費者のためにもなるということで、目安として農家も作付を見合わせて減しながら近年はきたところでございます。ただ、財務省としたり、米にまつわる経費を落とそうとして、少なくしようとしてきたんでございますが、やっぱり綱渡りできた生産消費政策って今年急にこうなりました。

昨年ですかね、地震の特別警戒情報が流れたときに、消費者は月に5キロ買いよる方は二、三俵買ったり、10キロの方はもう一俵余分に買ったりという行動に出まして、一気に店頭から米がなくなるようなことになりました。私ども米を作ってる農家にも、手持ちの在庫があつたら分けてほしいという方が、思わぬ方々から相談も受けましたが、もう農家も年末には機械代、肥料代を払うために、もうほとんどの方は飯米や頼まれ米以外はもう農協や業者に出荷しておるような状態でございます。それがどこで詰まったのか、不足になったのかは分かりませんが、消費者は1年で消費者米価が倍になるってことで、慌てふためいております。

ただ、こういった状況、国も今回きちっと反省はしてもらわないかんのですが、やっぱり米に余力を持った生産を農家に頼んでいかないと、食料関係の経費を落とそうとしたらこういう結果を招くっていうことで、これは長年の、近年の農業政策を大いに反省すべきものかなと、私は思っております。

ということで、本市の米の作付状況、近年どういう流れになっているか、大体の情報がつかめるそうでございますので、担当部長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。



○産業経済部長（森 克彦君） 吉田議員の一般質問の2問目、農業政策についての1点目、令和の米不足と言われているが、本市の今年における米の作付状況や予測はどうなっているのかについて答弁をさせていただきます。

令和の米不足は、昨年の夏から今年にかけ日本各地で発生した米の供給不足と、49年ぶりの価格高騰を背景とする社会的混乱で、国会や地方議会において活発な議論が行われ、現在国におきましては、価格の下落や安定を図るため、備蓄米の放出を開始しているところでございます。

また、政府においては、米の生産を抑えてきた長年の政策を増産へと転換し、安定供給につなげる政策も検討され始めるなど、今後の国の米政策の方針によっては、本市における米の作付面積に大きな影響を与えるのではないかと考えております。こうした中、議員ご質問の本市の今年における米の作付予測についてですが、国の水田における作付意向調査により、3年前の令和4年度からの数値を見てみますと、本市における主食用米の作付面積は、令和4年度が1,547ヘクタール、令和5年度が1,551ヘクタール、令和6年度が1,727ヘクタールで、作付面積は増加傾向にあり、令和7年度についても前年度の実績より3.6%増加し、約1,790ヘクタールと予測されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 今、部長のほうから答弁がございました。去年は1,727ヘクタール作付されてる、今年に至っては少し増えて1,790ヘクタールの予定となっているということでございます。阿波市の耕作面積って約3,500ヘクタール、少し切れかけたそうでございますが、その中からすれば、米の作付面積、パーセントでいうたら51.1. ちょろちょろっていうことで、案外皆阿波市の農家の方、米に固執はしていないなということでございます。要は、私も今3ヘクタールぐらい自作地と借入れ地で耕作してるんですが、お米はもうからないってことで、3分の1を作付を近年しておりました。米のほうは、どんなに計算しても赤字になってしまいます。税務申告でも米作部門は赤字でございます。あまり広くしても損だなっていうことで、3分の1だけ作付して、残りの3分の2はブロッコリーを作るというような状況でございます。

米の、要はもうけにならんっていうのは、非常に機械が高い。コンバインとか田植機、コンバインでも3条刈りがもう500万円も余るようになってしましまして、田植機だったら5条植えでも250万円、トラクターに至ってはもう450万円とか500万円とい

う具合に桁が一桁100万円、150万円って上がってきたような状況でございます。しかし、米を作るにはどうしても田植機とコンバインが要るので、買わなければならないんですが、米の収益だけで買えず、私も実は野菜のほうで、ブロッコリーでちょっと稼いで、それで田植機を買ったりコンバインを買ったりっていうような状況でございます。米の収益から米を作る農業機械は買えないっていうような状況でございます。多分、阿波市の農家の方も、もうほとんどがそうだと思います。それで阿波市は耕作面積が3,500町歩あるが、実際米を作ってる面積は半分ぐらいだと。もうそれで生活できないってことで、ブロッコリー、レタス、夏は夏秋なすといった園芸に農家は向いているんだと思います。東北や北陸に至っては、冬場雪が積もったりして野菜を作れないっていうんで、米作1本っていうことで、これはもう大変な、まあ経営内容は大変だと思います。

今、米が高いと言われますが、農家からしたら三十数年前の値のようやく返ってきたかと。1万円が、それがもう5,000円を切るような状態にまでなっておったんで、1反米を作っても、何万円も年金から足したり、あるいはサラリーから足したりっていうような状況でございました。消費者の方、それは安いにこしたことはないと思いますが、やはり農家の後継者を探しても、米を広げて米を作ろうかっていう方はなかなかいません。こんな状態で、今年慌てふためいて、このままで終わらすのか、国はもう抜本的な改革をしないと、米を作る方がいよいよ振り向いたらいなくなるんじゃないかという心配をしております。私も、近所から田んぼを預かってほしいって毎年のように言われるんですが、私ももう限界でございますので、若い方に紹介しようと思って紹介もしているんですが、その紹介先がなくなってきたような状況でございます。何とか国に対しても米を再生産できるような価格になるような方向づけをしてほしいなという状況で、この頃新聞報道やテレビ報道を見ております。多分、消費者も今回困って、農家に持続可能な方向でやってもらいたいっていうようなインタビューを結構受けております。消費者にも買いやすい、また生産者も継続できるような値段というのを、今探っていたきたいと思います。

そこで、阿波市がこうしたいと言っても、米政策はこうだというのはなかなか打ちにくいところがあると思います。国の方策に合わせていかなければいけないとは思いますが、阿波市長としては今後の水田の米政策をどのように考えているのか、お聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 吉田議員の一般質問の2問目の再問、今後の本市の米政策をどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

時系列に説明をさせていただきますと、国が1970年代から続けてきた米の生産調整、いわゆる減反政策につきましては、生産過剰となった米の生産量を調整し、国が交付金を支払うことで需要と供給の均衡を図り、米の価格や農業経営の安定を図ってまいりました。しかしながら、国の財政負担が拡大し、また国際競争力の低下も懸念されたことから、自由な農業経営の政策転換を図るため、平成30年度に減反政策が廃止されております。

一方、減反政策の仕組みが廃止となれば、米の増産により米価の下落は予測され、現在でも水田を活用し、麦や大豆、飼料作物の生産や、野菜、果樹など高収益作物への転換、また輸出用の輸出用米の生産などが進められております。本市でも、経営所得安定対策事業や収入保険制度など、国の施策方針に基づいた様々な米政策を推進しているところでございます。

このような中で、昨年の夏に始まった米不足、米の価格高騰は、世間で大きく取り上げられておりました。減反政策等への批判は承知しているところでございますが、一方で、国内の食料自給率や農家の所得向上に一定の役割を果たしてきたのも減反政策であると認識しており、こうした米政策は常に時代とともに大きく変遷し、最近ではその在り方について大きく問われているのではないかと考えております。

現在、政府では、備蓄米を順次放出するなど、まずは米価の引下げに注力しながらも、今後減反政策の見直しや輸出の促進、また農家に対するセーフティネットの構築といった米政策の抜本的な改革を本格的に進めていくというお話もございますので、本市の稲作農家の経営を継続していくためには、米の価格については一時的な高値であるより、再生産が可能で、かつ安定した価格の維持が重要であると考えております。本市といたしましても、今後の国の動向を注視しながら、地域農業の持続可能な発展を目指し、柔軟かつ効果的な米施策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 吉田稔君。

○16番（吉田 稔君） 一地方の市長が米政策をこうやりたいっていうのはなかなか言えないところでございまして、今農水大臣、総理大臣が、これからの農家が継続してもらうためにいろんな計画をしていこうっていうところでございます。

我々西南暖地は、米を中心というよりは、野菜とか果樹、畜産を中心のほうが農家所得は上がると思います。阿波市が県下で農業生産第1位、四国でも5番、6番のところをい

ってるっていうのは、やっぱり野菜、それから畜産の産出が大きいというところがございます。農家もそっちのほうに行かないと、実際は生活できないっていうことで、園芸に手が回らんところは、米を作付しておったほうが、草も抑制防止になるし、田んぼも荒らさないでええっていうことで、農家自身も手間のある方は、今、野菜作のほうに向いております。ただ、市内でもそうですが、反ふけの田、反湿田のところは、もう野菜を作ろうにも作れないので、どうしても米しかないんでございますが、借りて大きくしてる農家とか農業法人でも、やっぱり野菜が作れない田まではよう借りないって置かれてしまってるような状況で、そこへ柳の木が生えてきて、荒地になって、隣の田んぼに迷惑かけてるっていうようなところが散見されます。市のほうは、農家が暗渠排水するなら、その経費を何割か補助しましょうっていうんが、阿波市も設けておるようでございますので、中にはそういった湿田を改良して乾田にして、近所の農家を買ってもらおうっていうところも、やってる方もあります。そういった小さな暗渠排水ですが、市のほうは補助をやってるってこと、それはまた継続していただけたらと思います。

今年は、特に国の農政が反省を求められるような年、国民からも農家からももっとやり直してくれと、国の農業政策を変えてほしいっていうな声がどんどん出ております。消費者にもよくて、生産者にもよいと、生産者も継続できるような農政、それが大きな今の政府の重要課題だと思っております。

阿波市も国の動向を見ながら、また地域に合った支援をしていくようになると思います。米も農家が成り立つように、しかしもうけは野菜とか畜産とかそっちのほうでしっかりもうけてほしいっていうな阿波市の方向は持っていていただきたいなということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで16番吉田稔君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時19分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番松村幸治君の一般質問を許可いたします。

15番松村幸治君。

○15番（松村幸治君） それでは、15番、志政クラブ、松村幸治、ただいまより一般

質問をさせていただきます。

1番目に、市役所本庁の駐車場について、災害発生時に命を守るための事前対策としての駐車場の拡張と活用についてということから始めさせていただきます。

私の今申しました1番目の質問、市役所本庁の駐車場についてですが、この件に関しましては、令和6年第4回市議会定例会の一般質問で、平日の日中に本庁舎やアエルワで大規模な会議やイベントなどが開催された場合において、来庁者の駐車場が不足することから、駐車場を拡張しないかという質問をさせていただきました。理事者側からは、財政とバランスを考慮し、慎重に検討するとの答弁をいただいております。この前はストレートに質問させていただきました、ちょっと返答がうまかったものですから、今回はちょっと視点を変えまして、災害発生時に命を守るための事前対策としての駐車場の拡張と活用についてということで、違う角度から質問をさせていただきます。

政府の地震調査委員会は、今年1月に南海トラフ地震が今後30年以内に起きる確率について、1月時点で改めて計算し、これまでの70%から80%を、80%程度にということに引き上げ、公表をいたしました。また、発生確率は低いものの、中央構造線活断層帯で地震が起きた場合、最大でマグニチュード8以上の揺れが想定されております。

本市が策定しております阿波市後方支援計画によりますと、本庁舎に併設された阿波市交流防災拠点施設アエルワは、国が策定した南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画において広域物資輸送拠点に指定されており、南海トラフ地震のような大規模な災害が発生した場合に、国から送られてくる支援物資を受け入れ、一時保管し、県内の市町村物資輸送拠点に輸送されるための拠点となっております。さらに、阿波市内の指定避難所へ支援物資を配送する拠点にもなっていることから、市民の安全・安心を確保し、災害に強いまちづくりを実現するとともに、本市が支援物資の輸送拠点の役割を実践することにより、県民及び四国地方の住民の皆さんへの後方支援の一翼を担っていることは大変すばらしいことだと思っております。

さて、災害は昼夜を問わずいつどのような状況で発生するか分かりません。今回、私が提案させていただくのは、災害に強いトイレの設置のための駐車場の拡張でございます。一たび大規模な災害が発生しますと、トイレが使用できなくなるなどの問題が顕在化しております。例えば、平成7年の阪神・淡路大震災においては、被災地の広範囲で水洗トイレが使えなくなり、トイレが汚物であふれる状態となったそうでございます。また、平成16年の新潟県中越地震においては、車中泊をしていた被災者がトイレを控えたためエコ

ノミークラス症候群で死亡するといった事例があり、災害時に快適なトイレ環境を確保することは命に関わる重大な課題として認識をされております。さらに、平成23年の東日本大震災においても、断水でトイレを心配し、水分を控えたことにより、避難生活の中で肉体的、精神的疲労を引き起こした事例もあったそうでございます。

このように災害時にトイレ空間の快適さが失われることは、被災者の健康被害につながることを過去の経験は繰り返し示しております。このような事例から、私は本市におきましても、災害の発生時に広域物資輸送拠点の第一線で対応する職員の皆さんや物資輸送に携わる皆さんがトイレの使用を控えながら段ボールトイレで一時期をしのぐのではなく、安心してできる災害に強いトイレの確保は急務であると考えております。

そこで、私が災害に強いトイレとして考えておりますのは、貯留式のマンホールトイレであります。マンホールトイレの便槽は地中に埋め込まれており、ふだんは開口部がマンホール蓋で閉められていることから、駐車場を拡張することにより多くのトイレを確保することができます。いざ災害が発生した折には、マンホール蓋を取り外し、折り畳み式のトイレを設置し、テントなどで目隠しすることにより、臭いは少々気になりますが、電気や水がなくても使用することができる優れたものでございます。また、屋外に設置することで、在宅避難者や外部からの支援者が使用できるとともに、手すりがついているタイプや便座の高さを調整できるタイプなど、高齢者などに優しいバリアフリータイプがあるそうでございます。

そこで、質問に移りますが、安全・安心を確保し、災害に強い駐車場を確保するために、本庁舎南側の土地の地権者の皆さんにご理解、ご協力をお願いし、災害に強い貯留式のマンホールトイレを設置するために駐車場を拡張してはどうかと思いますが、これについて市長の見解、ご答弁をお願いできたらと思います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の1問目、市役所本庁の駐車場についての1点目、災害発生時に命を守るための事前対策としての駐車場の拡張と活用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和6年第4回定例会で答弁をさせていただきましたが、本庁舎の駐車場につきましては、主に職員や議員の方々、そして公用車の駐車場として利用するほか、来庁者の皆様としましては、庁舎前の駐車場を確保しているところでございます。しかしながら、先ほどの議員の質問をお聞きいたしまして、角度を変えて答弁をさせていただきます。

昨年1月の元旦早々に、能登半島地震、これに関連して、同地域におきまして、9月には追い打ちをかける大豪雨と。そして、徳島県に一番影響のあると言われております南海トラフ巨大地震におきましても、昨年8月8日に、宮崎の日向灘沖で、初めて南海トラフ巨大地震の緊急情報も発令されました。そして、先ほど議員も言われました、今年の1月には、30年以内の確率が70%から80%に引き上げられたと。加えて、最近では、埼玉県八潮市の市道の道路の陥没事故。こういったことを踏まえて、全国各所で起きる大規模自然災害やインフラの老朽化を踏まえまして、今年度までとされておりました防災・減災国土強靱化のための5か年加速化対策の拡充、延長を、先月の四国市長会において採択いたしまして、国への要望事項として取り扱ったところでございます。

要するに、各自治体において策定しております地域防災計画におきましても、先ほどの吉田議員の質問にも類似したことがございましたが、随時実践的な発災時に役立つような計画変更、精度の向上というのが求められておるところでございます。政府におきましても、2026年度予算におきましては、現在の情報では、今年度よりこういった国土強靱化、事前防災等に大幅な予算が増額されることも聞いております。そして、交流防災拠点施設アエルワは、災害発生時には物資輸送拠点の役割を担っており、本庁舎と同様に多くの市民の方が参集する避難所として指定していないことから、現状防災の観点でのさらなる駐車場の拡張についての計画は未定となっております。しかしながら、議員提案の災害に強い貯留式マンホールトイレを設置するための駐車場の拡張につきましては、今後の国の国土強靱化、防災・減災対策等の動向を注視しながら、あらゆる角度から検証してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま市長から答弁がございました。この駐車場拡張とマンホールトイレの設置につきましては、市民の利便性と安全・安心を確保し、災害に強いまちづくりを実践するためには必要不可欠と私は考えております。そして、答弁の中で、本庁とアエルワは物資の輸送拠点であり、避難所としては指定されていない、多くの市民の方がここへ災害時に集まることはないというふうな答弁もございました。

以前、これをある職員に、市役所の職員だけでも、私、300人程度いるのではないかと、そういうことを聞いたことがございます。そのときに、災害発生時には、職員は旧町の各支所へ登庁することになっており、市役所に職員はおりませんということでござい

した。誰もいないところにこういうふうなトイレが要りますかということでございます。多分、この方は、南海トラフ大地震等が土曜日か日曜日の夜に発生するとお考えだと私には思われて、職員にはメールか何かで、次の日は各支所へ登庁してくださいと、こういうマニュアルがございますので、連絡するというお考えなのだと思います。しかし、例えば、この庁舎の3月の納税時期に確定申告に多くの市民の方が市役所へおいでておられます。このときは駐車場もう既に足りないんですね。そのようなときに、例えば平日の朝10時に大地震の発生があった。道路は寸断されて、各市へ向かう道路も寸断されている。加えて、市役所へおいでの市民の方と、市民の約半数が帰宅困難者となったと仮定された場合、市役所とアエルワは避難所として指定されておられませんので、5時半をもう回ったんで皆さんお一人お一人おうちへ帰ってくださいよと、これが市長が結構おっしゃられるかどうかということでございます。災害というのは、いつどこでどういうふうに起こるか分かりません。財政とのバランスを考慮するのも結構ですが、災害発生時に命を守るための事前対策としての駐車場の拡張を真剣に、また前向きに考えていただくことを強く要望し、また大震災はどうしても避けられませんので、でき得ればせめて震災のほうに土曜日か日曜日の夜においでいただくことを心から強くお願いを申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

次に、今回質問の2点目、子ども食堂への補助について、阿波町、市場町、土成町、吉野町で毎週日曜日に開催してはどうかについて質問させていただきます。

この子ども食堂は、低価格で食事を提供し、また子どもの見守りの場としても大事な場所であるとは思っております。本市における子ども食堂の開設数は、県内8市の中で一番少ない状況でございます。これには衛生管理、人手不足といういろいろ問題も、課題もあることを踏まえて私なりに提案をさせていただきますと、例えば旧4町の飲食店、食堂等をお願いをして、例えば日曜日の13時30分頃から15時頃まで、お客さんの少ない時間帯をお願いをすとか、各町これを4件ぐらいを、旧各町ですね、ローテーションでお願いすれば、月に1回程度でご負担も少ないかなと思っております。

例えば、これも私の提案でございます。料金は中学生まで無料、その他は1人500円程度の負担をしていただき、市からは1回1万円程度の補助を行うというものであります。これ聞くとところによりますと、県からの補助も何か多少あるそうでございますが、店側にすればほぼボランティアに近い額となりますが、子ども食堂の趣旨にご賛同いただいたお店に限り、お願いをしてみてもはと思うところでございます。このことについて答弁を



お願いをいたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 松村議員の一般質問の2問目、子ども食堂への補助について、阿波町、市場町、土成町、吉野町で毎週日曜日に開催してはどうかのご質問について答弁させていただきます。

子ども食堂は子どもたちに無料または低価格で食事を提供し、子ども一人でも入れる食堂で、子どもの居場所となっている地域の多世代交流拠点でございます。また、子ども食堂は、子どもの居場所だけにとどまらず、子どもの見守りの場としての役割も担っており、その活動に対する関心は県内でも高まっているところです。

現在、徳島県のホームページに掲載されている県内の子ども食堂は167か所あり、阿波市内でも4か所の子ども食堂を民間事業者や団体等が運営しています。

議員ご質問の子ども食堂への補助ですが、子ども食堂は単なる食事の提供の場としてだけでなく、子どもの貧困を支援し、地域との交流を深めるなど、多岐にわたる役割を果たしており、市としても子ども食堂の必要性は非常に高く、今後の社会において重要な役割を担うものと考えております。

一方で、本市における子ども食堂の開設数は、県内8市の中では一番少ない状況となっています。これは、子ども食堂のイメージや認知度、また衛生管理や人手不足といった運営に対する不安など複数の要因があるものと推測されることから、まずは市内の子ども食堂を取り巻く現状を把握していくことが喫緊の課題であると考えています。

今後は、市内の子ども食堂の開催、運営状況をはじめ、子ども食堂への補助に対する効果や県内での取組事例などについて調査研究するとともに、地域や関係団体との協力体制を構築し、地域全体で全ての子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま大倉部長より答弁がありました。部長のおっしゃるとおり、阿波市全体で全ての子どもたちが安全で安心して過ごせる環境づくりに、職員、議員も一体となって取り組んでまいりたいと思っておりますので、今回の私の質問の実現に向けて前向きに進めていただくことをお願いをいたしまして、これでこの項についての質問は終わり、次の質問に移ります。

次に、今回の私の質問の3番目、元気なまちづくりについてから、そのうちの1番目、福祉施策の充実について、2番目、小学校の給食無償化を含む教育施策の充実について、3番目、観光拠点を含めた元気なまちづくりについて、以上の3点から、まず1問目の福祉施策の充実について質問をさせていただきます。

現在の少子・高齢化問題が全国的な課題であり、今年度は2025問題の年であり、15年連続の国の人口減少、高齢化率の増加に伴う生産年齢人口の減少問題、国の与党の過半数割れを伴う混乱とは言いながら、多種多様な社会福祉施策の動向は、国民、また阿波市民の皆様の生活に直結しております。

そこで、福祉施策について何点かお尋ねをいたします。

その中で、阿波市の高齢者対策や子育て支援施策、これについてどのようにお考えか、健康福祉部長の見解をお伺いをいたします。お願いします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 松村議員の一般質問の3問目、元気なまちづくりについての1点目、福祉施策の充実について答弁させていただきます。

近年、少子・高齢化や人口減少など、急激な社会情勢の変化に伴い、地域間のつながりや人と人との絆の希薄化が進む中、旧来より地域全体で担ってきた、地域の方で共に支え合いながらご高齢の方や障害のある方を見守り、また将来を担う子どもたちを育てることの重要性が再認識されているところでございます。

福祉施策の充実は、これら地域の様々な課題に対応するため、地域の方や関係団体、行政が一体となって支え合い、助け合える仕組みづくりを構築し、地域コミュニティーの再生を図ることが重要であると考えております。

まず、高齢者支援につきましては、高齢者の社会参加活動を推進するための老人クラブ補助金事業やシルバー人材センター補助金事業、いきいきシニア活動支援事業、高齢者福祉の増進に寄与する入浴助成券交付事業や長寿祝金支給事業などを実施いたしております。

また、介護保険、介護予防では、介護保険給付事業をはじめ、地域包括ケアシステムの深化、推進を図るため、在宅医療・介護連携推進事業の実施により医療と介護の連携強化を進めており、さらに認知症高齢者と家族への相談、支援の取組として、認知症サポーター養成の推進や見守り体制づくりに努めています。医療と介護の切れ目ない連携を図り、地域全体で高齢者を支えるシステムづくりを強化していくことが重要課題であると考えて

おります。

次に、子育て支援につきましては、子育てに不安を抱える方や妊婦など、子育て家庭の相談支援として子育て世代包括支援センターぎゅっとや、阿波市子ども家庭総合支援拠点を一体化したこども家庭センターを開設し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、切れ目ない相談、支援を行っております。子育てするなら阿波市のキャッチフレーズのもと、子育て家庭に寄り添い、子育て家庭が持つ課題の解決に向けさらなる質の向上に努めているところです。

このような事業を展開しつつ、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、公的支援の充実はもとより、市民の方が地域課題を自分のこととして捉え、住民同士で支え合い、地域福祉活動を推進していくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいま大倉部長の答弁で、福祉施策において、法定受託事務を含め、国の方向性による部分が多いことは理解ができました。しかしながら、本市の裁量権や市単独事業についても、市民の福祉向上のためご尽力いただけたらと思う次第でございます。

以上でこの項についての質問は終わります。

次に、再問に移ります。

この再問は、小学校の給食無償化を含む教育施策の充実についてであります。

今年度より、町田市長や教育委員会のご英断により、阿波市内の中学校の給食費の無償化が実現され、保護者の方から好評を博しております。この中学校の給食無償化は、以前にも私が質問して、要望いたしたとった案件ですが、どのような質問を議員がしても、最後の判断は市長の判断にかかっております。市長の英断に感謝を申し上げ、またこのたび国の三党合意により、次に小学校の給食費の無償化も話題となっております。

そこで、現段階での教育委員会の考え方をお尋ねをいたします。また、教育環境の充実の中、行財政改革も考慮しながら、実施の必要な事業等について、併せて高田教育長に教育長としての見解をお聞きをいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 松村議員の一般質問3問目の再問、小学校の給食無償化を含む教育施策の充実について答弁させていただきます。

昨年度の議会でも給食費無償化についてのご質問をいただきましたが、先ほどお話がありましたように、本市においては、今年度から国に先駆けて中学校の給食費無償化を開始いたしました。この給食費無償化事業は、家庭の経済的負担の軽減や様々な施策にも相乗効果をもたらし、子育て、教育支援の重要施策となります。

なお、小学校給食費無償化につきましては、国においても教育施策の重要な課題の一つとして現在検討されており、今後本市の施策と併せて、義務教育全体の無償化が実現すれば、さらに保護者や子どもたちが安心して学べる環境が整うものになると捉えております。本市におきましても、今後示される小学校給食費無償化の詳細について、国の動向に注視してまいりたいと考えております。

そのほか本市の教育施策についてですが、小学校や中学校での入学祝金や義務教育修了祝金の支給、さらには修学旅行費補助金事業や通学用かばん配付事業を実施し、切れ目のない子育て支援施策の充実を図っております。加えて、先ほども答弁させていただきましたが、GIGAスクール構想の第2期として、県内でいち早く児童・生徒1人1台の端末の更新を行うとともに、AI機能を搭載したソフトウェア等を導入し、質の高い学びが提供できる環境づくりを進め、児童・生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な推進に取り組んでおります。

教育施設面では、阿波市公共施設等総合管理計画及び阿波市学校施設長寿命化計画に基づき、教育施設の点検、修繕等を計画的に実施しております。中でも、今年度から阿波市内小中学校屋内運動場アリーナ照明改修事業を展開し、市内14校全ての屋内運動場アリーナ部の天井照明は全てLED照明へ改修し、整備が完了となります。

このように教育委員会においては、これまで議会の皆様方のご賛同をいただきながら、様々な教育施策の充実に取り組んでまいりました。今度とも市長部局との連携を図り、未来の阿波市の担い手となる人材を育成する教育施策を推進してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） 教育長の大変分かりやすい答弁であったと思います。

昨日ですかね、福岡県かどっか忘れましたが、小学校の給食で、麦飯で、おかずが空揚げ1個だったと。阿波市もそれには見た目も大事なんで気をつけて、阿波市は空揚げ半分だったと言われんようにね、お願いしたいと思います。ちょっとね、昨日もテレビで見ま

したが、やっぱり衰れなね、見た目がね。カロリーはそれで行けるというあれだったんですけどもね、もうちょっとそれにも配慮して、また気をつけていただけたらと思います。

少子化だからこそ、実施すべき政策も多々あるかと思いますが。年次的、計画的な事業推進をお願いして、この質問を終わります。

次に、再々問として、観光拠点を含めた元気なまちづくりについてということで質問に入ります。

本市には、素晴らしい資源がたくさんあると思っております。観光資源を生かした阿波市内を点としてではなく、面的に捉える必要があると思います。しかしながら、個々の施設を磨き上げる必要もございます。要するに、市内外から人を呼び込み、消費をしていただくことも不可欠であります。それらを具現化するには、戦略、戦術、いわゆる計画づくりが重要であると考えます。4月以降に、マスコミ報道に、国の天然記念物土柱が取り上げられておりました。また、ルート318沿いも魅力のある地域でございます。金清温泉跡地も、徳島県条例はあるものの、条例を守りながら何かできることはないかとも考えられるものでございます。これらを踏まえまして、市長に再々問の、観光拠点を含めた元気なまちづくりについて、市長のお考えをお尋ねを申し上げます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 松村議員の一般質問の3問目の再々問、観光拠点を含めた元気なまちづくりについて答弁をさせていただきます。

まず最初に、今月の4日に、全国市長会というのが東京都で開催され、参加してまいりました。こういった中で、本年の5月から、地方創生という言葉をよく聞きますが、新地方創生戦略本部っていうのを国のほうでも立ち上げております。その委員長が、阿波市が属する徳島県の衆議院の2区の先生で、委員長をしております。そして、話をする機会がありまして、2014年から10年間地方創生を進めてまいりましたが、一定の効果はあったものの、課題がすごく残ったといった中で、何点かいろんなお話を、アドバイスを聞かせていただきました。松村議員も言われましたように、阿波市には素晴らしい人材や資源がございます。こういった中で、国の検証結果といたしましては、地域資源を地方では生かしながら、付加価値を高める産業、事業の創出っていうのを今後の目標に入れております。こういったことを前提に答弁させていただきます。それにはすごく観光っていうのが絡んでくるかと考えます。

本市の観光振興については、イーストとくしまDMOの構成員として、広域観光のルー

トづくりを目指しております。しかしながら、DMOを構成する市町の中では最も西部に位置するため、広域ルートに乗って本市を訪れていただくためには、目玉となる観光拠点の整備が非常に重要でございます。

本市の主な観光地といたしましては、議員も言われましたように、西には国の天然記念物である阿波の土柱、東には国道318号沿いに御所のたらいうどんや天然温泉御所の郷、またフルーツの直売所、さらには、中央には、ため池百選に選ばれた金清池がある金清自然公園などがあり、拠点としての可能性、ポテンシャルを秘めた観光エリアが複数ございます。これらのエリアを、本市の観光拠点として、より磨きをかけることが非常に重要であると考えております。こうしたことから、西の土柱エリアでは、今年3月の定例会におきまして、全員協議会で説明をさせていただきました、阿波土柱の湯跡地の利活用につきましては、官民連携による土柱ふれあい複合空間の創出をコンセプトとして、本市と連携して事業を進めていただく事業者を、今年度中に公募型プロポーザル方式により選定し、来年度からの整備事業につなげてまいりたいと考えております。

加えて、昨今阿波の土柱への観光客が増加していることが、複数回報道でもされております。こういったことから、観光客の受入れ態勢を強化するため、土柱観光の玄関口周辺に必要となる施設について、土柱周辺を面的に捉えながら、その機能や規模を調査し、整備計画を取りまとめてみたいと考えております。

また、東の国道318号エリアにおきましては、先般文化庁の100年フードに認定されました御所のたらいうどんなど魅力ある食文化などに加えて、徳島自動車道の土成インターチェンジや土成バスストップといったアクセス面での優位性を生かしながら、観光客や利用客の増加につなげるとともに、中央エリアにおいては、金清温泉跡地を利用し、芝滑りや多目的広場を整備している金清自然公園について、毎年親子連れによる桜の植樹を行うなど、観光資源としての魅力度を高めており、さらにブラッシュアップを図りながら、本市の観光拠点整備につながるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 松村幸治君。

○15番（松村幸治君） ただいまの市長の答弁で、阿波市には西の土柱から、中央に金清自然公園、東には御所のたらいうどん、御所の郷、またフルーツロード等、これの優先順位を的確につけながら、その財源を事業内容を公募することで捻出するというところでご

ございました。私たち市議会議員も共に提言をしながら、元気なまちづくりを共に構築してまいりたいということをお願いしまして、私の今回の質問は全て終わります。ありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで15番松村幸治君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時15分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 議席番号6番、志政クラブ武澤豪、ただいまより一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は大きく3点です。

まず、1点目、少子化対策について。

先日、ニュースにおいて、去年の出生数が厚生労働省により報道され、衝撃が走りました。2024年の全国の出生数は初めて70万人を割り込み、約68万6,000人とのことです。1949年には約269万人、第2次ベビーブームと言われる1970年代では約193万人だった出生数も、現在は68万人と大きく減少し、日本全体が衰退の一途をたどっていると私は感じます。その影響も一部あると思いますが、阿波市内外の至るところで見られる従業員募集の案内も、昔ではあまり考えられないことでした。現在では、募集をかけても全く応じる人がいないと様々な場所で聞きます。このまま進めば、今後の経済活動の縮小は当然のこと、少子・高齢化による社会保障費の増加、税収が減ることにより、国や市町村などの公共施設関係の運営への悪影響など間違いなく及ぼします。単純に考えれば、人口が半分になると、現在利用している商業施設やサービスが半分になることは容易に想像がつくと思います。

では、最初の質問として、阿波市の行っている少子化対策は、そして2点目として、どのような結果が出ているのかについて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問1問目、少子化対策について幾つかご質問を

いただいておりますので、順次答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の阿波市の行っている少子化対策はについてでございますが、本市の重要課題である人口減少対策や地域経済活性化、持続可能な地域づくりに向け、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2次阿波市総合戦略を策定し、各種施策に取り組んでまいりました。

議員ご質問の少子化対策としましては、総合戦略の4つの基本目標の一つである結婚、出産、子育ての希望づくりにおいて、子育てするなら阿波市のキャッチフレーズのもと、結婚から妊娠、出産、育児、教育に至る切れ目のない支援として、婚活への支援のほか、出産祝金や小・中学校入学祝金、義務教育修了祝金の支給、阿波っ子応援券、高校卒業までの医療費無償化、病児・病後児保育事業など、子育て世帯への負担軽減に積極的に取り組んでまいりました。また、全ての認定こども園及び放課後児童クラブの施設整備や、子ども・子育て支援条例である阿波っ子条例の制定など、ソフトとハードの両面から子育て支援施策の推進を図っております。

次に、2点目のどのような結果が出ているかにつきましては、令和6年3月に実施した阿波市こども計画に関するニーズ調査の結果によりますと、子育て支援サービスに満足していますかとの問いに対して、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに7割の方からそう思うとの回答をいただいておりますが、出生数につきましては、令和2年度は169人、令和3年度は134人、令和4年度は140人、令和5年度は117人、令和6年度は112人と減少傾向にあり、本市としましては総合戦略に基づき少子化対策に取り組んでまいりましたが、厳しい状況であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 坂東理事より答弁いただきました。いろいろと答弁いただいた中で一番驚くのが阿波市の出生数です。令和2年度が169人、令和3年度が134人、令和4年度は少し増えて140人、令和5年度は117人、令和6年度は112人で再び減少しているということでした。私の考えは後ほど要望としてお伝えするとして、市長に、再問として、少子化対策を今後どのように進めていくのかについて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 武澤議員の一般質問の1問目の再問、今後どのように進めていくのかについて答弁させていただきます。



先ほども申しましたように、新しい地方創生の本部が立ち上がっております、本年の5月に。こういった中で、やはり少子化への対応、過去の10年間の検証の中で、それと大きいのが地域の生産年齢人口の減少、これへの対応というのも非常に関連していると思います。こういったことで、今理事のほうから出生数、喫緊の報告をいたしました。これについて重複するところもございますが、答弁をさせていただきます。

厚生労働省から公表された人口動態調査の結果によりますと、令和6年の日本全体の出生数が68万6,000人で、前年より4万1,000人減少しており、統計を取り始めて以降、初めて70万人を下回り、想定より15年ほど早く少子化が進んでいると報道されております。なお、全ての都道府県において出生数は減少しており、徳島県においても出生数は3,547人で、過去最少を更新しております。本市の出生数につきましても、さきの答弁でもございましたが、令和6年度の出生数は112人となっており、急速に進む少子化は本市にとって喫緊の課題と受け止めております。

そこで、人口減少を可能な限り抑制し、市民が日々の暮らしに幸せと生きがいを感じられる阿波市の実現に向けて、行政や市民、民間企業等が連携して行う地方創生の取組の指針となる第3次阿波市総合戦略を策定いたしました。第3次阿波市総合戦略は、今年度から5年間を計画期間として、前戦略に引き続き新しい人の流れづくり、地域における仕事づくり、結婚、出産、子育ての希望づくり、活力ある暮らしやすい地域づくりの4つを基本目標に定め、各種施策に取り組んでおります。

少子化対策としましては、従来より入学祝い金など節目節目での子育て世帯の経済的負担の軽減と、子どもを産み、育てやすい環境の充実を図ってきたところでございますが、今年度からは新たに市内在住の中学生の方を対象に、学校給食費の無償化を開始し、さらには小学校入学に当たり通学用かばんを配付する事業や、ゼロ歳から2歳児の保育料の完全無償化を実施してまいります。

今後におきましても、子育てするなら阿波市の実現に向け、子育てを地域全体で支え、切れ目のない支援に取り組み、阿波市を次の世代につないでいけるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 市長から答弁いただきました。徳島県の出生数は3,547人で、過去最少を更新している。行政や市民、民間企業等が連携して行う地方創生の取組の

指針となる第3次阿波市総合戦略を策定したとのこと。ほかにも、市内在住の中学生を対象に学校給食の無償化や、小学校入学に当たり通学かばんの無償配付、ゼロから2歳児の保育料の完全無償化などを実施しているとのこと。

さて、この質問、私は初めてではありません。令和6年3月議会において、同様の質問をさせていただきました。そこで市長に対しこのように提案をいたしました。阿波市の二十歳の集いにアンケートをお願いしてみたいかでしょうか。未来の阿波市を担う若者に、阿波市が出会いをつくるならどのようなのが理想か。どうすれば少子化にストップをかけられるのか。どうすれば結婚に踏み切ることができるのか。若者の視点で育児に対し何が不安なのか。市長自ら市民の方々との意見交換を実施されておりますが、今を、そして今後の長い人生を歩む若者の生の声に耳を傾け、阿波市の持続的なまちづくりに役立てられるヒントをもらうのが重要な課題であると考えますと伝えております。

阿波市こども計画を策定するに当たり、一定の方にはアンケートは実施されているようですが、私がさきに述べた結婚、出産が含まれていない、子育てするなら阿波市らしい子育てメインの質問のようです。実際、阿波市が子育てに適しているとの声も多く聞こえているのも事実です。ただ、子どもが生まれてこそその子育てです。第3次阿波市総合戦略も必要ではありますが、プロジェクトチームを作ることもなく、市長答弁にあった喫緊の課題として危機感は本当に持たれているのでしょうか。市長のスローガンであるみんなでスクラムの中に、10代から30代の若者の意見はしっかり取り入れられていますか。子どもあつての阿波市であり、徳島県であり、日本です。昨年までの検証結果を見れば、このままでいいのかどうかすぐに答えが出るはず。来年度や総合戦略の検証結果が出る数年後までを待つなど悠長なことではできないはず。まずは若者に対して耳を傾け、リアルな現実を聞き、それに対策を立てる必要があるのではないのでしょうか。

阿波市などの自治体は限られた予算で四苦八苦しているのも分かっておりますが、私が提案するなら、国に対し、出産時に子ども1人当たりトータルで1,000万円の祝い金の支給を国に提案いたします。出産時に100万円、小学校入学時に100万円、中学校入学時に100万円、高校入学時に200万円、大学入学、そして卒業後に阿波市に在住する者に500万円、トータル1,000万円の支給です。そうすることで、若者世帯が所得に悩むことなく、子育てに対しても進学に対しても課題はかなり軽くなると思います。財源については、4年連続で過去最高を更新した税収約72兆円、結果の出ていないこども家庭庁予算額7.3兆円、移住対策の国の予算約3,000億円などを財源に充て

れば十分可能です。この私の提案は思いつきで、具体性のない内容であり、鼻で笑われるかもしれません。ただ、このくらいの思い切りのある政策でなければ意味のないものになってしまうと考えます。阿波市の将来を憂う一議員として、阿波市の明るい未来のためにあえて提言申し上げました。市長、上京の際はご一考よろしく願いいたします。

2問目に入ります。

夜間診療の担当医についてです。

私の周りのお母さん、お父さんから、夜間診療のことについて相談されることが増えております。子どもが生まれると同時に、お母さん、お父さん1年生も同じく誕生することになります。そこで、子育てしたことのない経験から、夜中に子どもさんが発熱などの異常があった場合、一刻も早く病院に駆けつけたいのが親心です。しかし、夜間診療の当番医に連絡を取ってみても、診察してもらいたい担当医である小児科医がほとんどいないとのことです。当然、小児科医ではないので、仕方なく徳島こども医療電話相談#8000番に連絡を入れてみても、ほとんどが電話だけで、来院してくださいと言われることはまれのようです。親としては、子どもさんの顔や状況を実際に見てもらいたいのが本音であり、平日の夜中でも徳島市内まで1時間かけて診療に出向くことがよくあると聞いております。

では、ここで質問として、阿波市及び阿波市周辺の夜間診療医に小児科医が少ないとのことがあるが、対応ができないかについて答弁を願います。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 武澤議員の一般質問の2問目、夜間診療の担当医について、阿波市及び阿波市周辺の夜間診療医に小児科医が少ないとのことがあるが対応できないかについて答弁させていただきます。

夜間診療につきましては、休日も含め、阿波市医師会に在宅当番医事業として委託しており、在宅当番医に協力いただける医療機関において、当番制で365日1次救急の一端を担っていただいております。他市におきましても同様の運営となっております。しかしながら、医師会員数の減少や高齢化により、在宅当番医を担う医師の減少という大きな課題があり、その中でも議員のご質問にありますように小児科を専門とする医療機関は少ない状況にあり、第8次徳島県保健医療計画によりますと、平成20年から令和2年までの間に小児科を主としている一般診療所は9.1%減少しているという現状や医師の地域偏在も見られます。阿波市におきましては、病院2か所、有床診療所1か所、無床診療所6か所

が小児科を診療科名に掲げており、うち小児科医が在籍しているのは病院2か所となっております。この状況をカバーするために、阿波市が属する東部医療圏域では、小児の夜間診療体制として、19時半から22時半までは徳島市夜間休日急病診療所、22時半から翌日9時までには県立中央病院で診察してもらうことができます。また、休日夜間における子どもの急病等の相談ができる徳島こども医療電話相談#8000の実施により、保護者の不安解消を図っています。本市の実績といたしまして、令和4年度、283件、令和5年度、487件と増加しています。加えて、県が実施する小児科医にLINEやメールで相談できるオンライン医療相談の利用についても増加傾向にあります。

小児の医療体制につきましては、第8次徳島県保健医療計画の中で、今後の施策として小児医療に関する普及啓発、相談支援事業の推進、小児科医師の養成、確保、小児救急医療体制の強化、地域の小児科医療体制の確保などが掲げられております。このことから、本市の役割として、出生届出時には保護者に直接相談窓口のチラシをお渡しし、小児科医療に対する相談支援事業の普及啓発を行っております。今後も引き続き積極的な普及啓発に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。小児科医を専門とする医療機関は少ない状況にあり、9.1%減少している。阿波市においては病院2か所、有床診療所1か所、無床診療所6か所が小児科を診療科目に掲げており、うち小児科医が在籍しているのが病院2か所である。この状況をカバーするために、阿波市が属する東部医療圏域では、19時半から22時半まで徳島市夜間休日急病診療所、22時半から翌日の9時までには県立中央病院で診察してもらえとのことでした。

答弁の中にあつた東部医療圏域、これが私には課題に思えます。徳島市や鳴門市、北島町や藍住町など、徳島県でも人口の多い市町村と同じくくりにある上に、阿波市は東部圏域の中でも西の端であり、必ずしも公平な医療圏域ではないと考えます。

また、答弁の中で、第8次徳島県保健医療計画の中で、小児科医医療に関する普及啓発、相談支援事業の推進、小児科医師の養成、確保、小児救急医療体制の強化、地域の小児科医療体制の確保などが掲げられているとのことですが、今回の質問で担当課と話をしていると、第7次徳島県保健医療圏域にも小児科医のことが上げられており、全く目標を達成できずに月日だけが流れているようで非常に残念です。私が調べた小児科医の人数

は、全国では約1万8,000人と微増であるものの、60歳以下の人数は15年ほど前からほとんど増えていないようです。その理由として、成人医療に比べ時間と労力がかかり、病院にとっては採算が取りづらいことがあるようです。ただ、都心部には小児科医は集中しているようであり、地域格差の状況は否めません。阿波市においても、徳島県においても、少子化対策同様に、国に対し要望をしっかりと行うべきと考えます。都会の小児科医に求人を行い、国が報酬に対し補助を出すような要望を出してみたいかでしょうか。市長、こちらの件についてもよろしく願いいたします。

3問目に入ります。

外国人の土地取得について。昨年の冬頃に、ニュースでよく外国人の土地購入問題が取り上げられていました。中でも、北海道のある地域では、冬場はインバウンド客でにぎわう一方で、飲食店などのサービス業では、インバウンド客目当ての価格帯に変更したため地元住民が住みづらくなったり、サービス業の労働賃金が東京よりも高い賃金となり、介護施設のスタッフが5年間求人をかけても応募者がいないなどの問題も発生し、やむなく介護施設を閉鎖されたという情報もあります。また、水源地や山林の購入なども問題視されており、近年悩みの種となっております。

阿波市においては、農業に対して多くの外国人が参入しつつあり、阿波町の私の周りではトラブルも多く発生しております。私は、今年農地の拡大をしております。その理由として、まず両親が高齢化で管理ができない、次に病気になって農業ができないなどの理由もありますが、最近多いのは外国人がしつこく土地を借りたい、購入したいと度々訪問してくるので、私に管理してくれないかというものです。阿波町においては、私の知る限りでは、去年と比べ外国人の農業面積も人口も3から5倍ほど拡大し、母国から親、兄弟や親戚を短期間で日本に住ませ、仕事を拡大しているとのお話も聞こえてきました。空き家においても同様に購入をどんどん進めているようで、免許を持っているかどうか不明ですが、トラクターや車を運転しているのもよく見かけるようになりました。そんな状況を目の当たりにし、1月に志政クラブのメンバーと議長で東京に行った際に、地元選出国會議員に要望いたしました。その要望があつてかどうかは不明ですが、2月17日の日本農業新聞に、外国人農地取得を厳格化との記事がありました。農地法の省令を見直し、短期間で在留期間が切れる場合、農地の取得を認めない省令が2025年から厳格化されました。

それでは、質問に入ります。

阿波市内外でも、農地をはじめ家屋等を外国人が取得を進めているが市の考えはについて、安丸副市長に令和5年度と6年度の対比も併せて答弁願います。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 武澤議員の一般質問、市内外でも農地をはじめ家屋等の外国人の取得について、市の考えについてご質問をいただいております。答弁をさせていただきます。

まず初めに、本市における外国人の家屋及び農地の取得と農地の賃借状況について、令和5年度と令和6年度を比較する形で答弁をさせていただきます。

外国人の所有する家屋等につきましては、法務局での家屋の所有権移転に伴う登記簿情報により、登記されていない家屋につきましては固定資産税家屋所有者変更届において把握しておりまして、令和5年度は14人の方が25棟を所有し、令和6年度は16人の方が同じく25棟を所有しておりまして、所有者が微増となっております。

続いて、利用権設定によります農地の賃借状況につきましては、令和5年度は6人の方が61筆、5万9,560平米、令和6年度は11人の方が123筆、11万5,909平米を賃借しており、約2倍の増加となっております。

また、農地法第3条に基づく農地の取得状況でございますけれども、こちらにつきましては、令和5年度は2人の方が6筆、5,890平米、令和6年度は3人の方が14筆、8,701㎡の取得をしており、こちらは微増となっております。

我が国では、現在、令和4年度施行の重要土地等調査規制法で指定された防衛関係施設、海上保安庁施設、原子力発電所などの重要拠点施設周辺を除き、世界貿易機構WTO協定の一部でありますサービスの貿易に関する一般協定GATSにより、外国人が不利になる規制が禁止されてることから、ほとんど制限なく自由に日本の土地を売買できる状態となっております。

農地の取得に関しましても、農地法第3条に基づき、日本人、外国人を問わず、農業委員会の許可があれば国籍に関係なく平等に適用しております。一方で、農地法施行規則第11条第6項の一部規定が行われ、先ほど議員のほうからもご指摘がありましたけれども、令和5年9月からは農地取得の申請書に国籍、在留資格の記載が必要となり、本年4月からは、短期在留資格を持つ外国人が農地を取得することは原則禁止となっており、在留期間の情報も記載されるようになっております。また、利用権設定による賃借も同様の扱いとしていることから、外国人が農地を取得する際などの要件が厳しくなっている

のが現状であります。

議員ご指摘の農地法等に関し、市独自の解釈、運用は現状においては原則できないため、今後におきましても農地法施行規則の改正に従い、地域農業の持続性と農地の適正利用を守るため、外国人による農地取得などに対しましては、必要に応じて県及び県農業会議、県農地中間管理機構などとともに連携しながら、慎重かつ厳正に対処してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 安丸副市長より答弁いただきました。

固定資産税家屋所有者変更届では、14人から16人と微増、利用権設定による農地の賃借状況では、6人で61筆、5万9,566平米が、11人、123筆、11万5,909平米で約2倍、農地法第3条に基づく農地取得は、2人で6筆、5,890平米が、3人で14筆、8,701平米と微増となっている。重要土地等調査規制法で制定された防衛関係施設や原子力発電所などの重要拠点を除き、世界貿易機構WTO協定の一部であるサービスの貿易に関する一般協定、いわゆるGATSで、外国人が不利になる規制が禁止されていることから、ほとんど制限なく自由に土地の売買ができる状況になっているとの答弁でした。市に届けのある状況で、2倍の土地の賃借、届けのないものを合わせるともっと多いと私は実感しております。

私が農水省や県の職員と話す機会があったときに、今回の質問の内容を話しても、あまり危機感を持っておらず、答弁にもあったGATS協定があるからどうすることもできませんと同様の返事ばかり、まるで他人事です。昨日、阿部議員も話されておりましたが、阿波市の基幹産業は農業です。その基幹産業である農業が、どんどん外国人の拡大を許しているのでしょうか。農業青年が増加している阿波市において、一部の方が土地を借りたいが、外国人が借りてどこも借りることができない。どこか借りれるところありませんかとの相談も多く受けます。阿波市民が農業を参入しづらくなっているのも現状であります。私は、阿波市の議員の一人として、声を大にして外国人の土地の購入を禁止していただきたいと考え、質問させていただきました。

現在、環境副大臣である中田宏参議院議員、親しくさせていただいているんですけども、本人に了解を得て申し上げますが、昨年3月の国会参議院予算委員会で、外国の外国資本の土地取引に係る規制強化の必要性について、当時の岸田総理に質問されているの

を拝見しました。当時の岸田総理も、事情を承知しており、今後も見直し規定を念頭に検討を進めたいとの答弁でした。国に省令などの見直しに対し検討を進めてもらう上で重要になるのが、地方の現場の声です。阿波市において、私も含め、市長が国に対し声をぜひとも上げていただきたいと思います。

最後に、今回私が申し上げた質問、提案は、全て阿波市の問題ではありますが、他の市町村も同様の悩みを抱えていると考えております。当然、阿波市だけでは到底乗り越えられない部分も多くあります。今までは各自治体が国の決めた方針に従い、限られた予算の中で執行してまいりましたが、今後は各自治体から今までにない新しい提案を、今までもやってこられたと思いますが、今以上に国に訴え、予算を別枠で確保する時代になってきているのではないかと私は考えます。今回質問した少子化対策、小児科医の増員、外国人の土地買収、全て地方でないと現実には分かりません。何度も言いますが、地方の自治体だけでは解決できません。将来の阿波市を明るいものに導くためにも、町田市長をはじめ、近隣の市町村長、市役所の方々、そして議員の方々にも国や県に対しての働きかけをよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時49分 休憩

午後2時59分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番樫原浩二君の一般質問を許可いたします。

2番樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） いろいろあれも言うなこれも言うなと言われておりますが、何かから質問してええや分からんのですけど、取りあえず質問はさせていただきます。

改めまして、阿波みらい樫原浩二でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、阿波シティマラソン、毎年行われておる阿波シティマラソンなんですが、これに注目させていただきまして今回質問をさせていただきます。

吉野川市の、今日、議員も、吉野川市選出の県議会議員も来られてますが、吉野川市と阿波市、南岸と北岸でよく似た時期にハーフマラソンを執り行っておるんですが、予算的



にどれぐらいの規模でやられよんか、人がどれぐらいの人口でやられよんか、ちょっと深掘りさせていただきたいと思ひまして、今回質問をさせていただきます。

聞くところによると、阿波の市民のランナーの方は参加が少ないとお聞きしております。それに加えて、この阿波シティマラソンは、割と多額な費用がかかっているということで、どれぐらいの予算づけをして、どういった阿波市の市民ランナーの方が参加しているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 榎原浩二議員の一般質問の1問目、市民参加の少ない阿波シティマラソンを多額の費用をかけて行う必要があるのかについて答弁をさせていただきます。

阿波シティマラソンは、市内外より多くの方に参加をいただき、今年3月に開催された大会では734名の方の参加申込みがあり、そのうち市内の方は121名となっております。なお、大会当日の出走者につきましては653名で、市内の方は107名となっております。ハーフマラソンの部につきましては、455名のうち市内の方は22名となっております。

阿波シティマラソン開催における効果として、市民の体力づくり、健康増進に寄与するとともに、市外の方にも阿波市の自然の豊かさや食文化など、地域資源の魅力を発信することも上げられております。また、マラソンに関する情報サイトでは、本大会に関して、昨年度と同様に参加された方から、コースだけではなく、スタッフの対応を含めた運営面においても大変高い評価をいただいております。一方、議員ご指摘の大会の運営費につきましては、財源のほとんどが一般財源や過疎対策事業債となっております。本大会からハーフマラソンの部につきましては、参加費の値上げも行っております。来年開催予定で第21回大会につきましては、本市の財政状況も考慮しながら、大会運営等の精査を行い、今後につきましては、議員ご指摘の課題を検討し、改善できるものは改善していきたい、魅力ある大会の開催に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） 答弁ありがとうございました。私、質問した中で、多額の費用と言ったんですが、費用面のことをおっしゃってくれなかった。これ今回これで終わろうと思うんですが、これ費用面のことを言うてくれなんだんで再問いたしますね。

これね、これいろいろ調べていくうちに、教育委員会のほうに、私あんまり足を運ばんのですけど、再々足を運んでいたら、いろいろなことが、情報を次々次々いただきまして、阿波シティマラソンのことがよく分かってきました。この阿波シティマラソンというものは、第1回大会が平成17年から始まりまして、ずっとこられて、今回で第20回大会ですか、になりまして、ハーフマラソンは第10回大会から行っているということなんです。

予算的には、令和6年度の決算と思うんですが、1,246万2,158円、約1,250万円かかっております。当日一日の開催、ハーフマラソンですが、約1,250万円。その中の費用ですね、中身を見たら、割とこう疑問点が出るのがちょこちょこ見受けられるんです、私の中ですよ、市民はどう思うか知りませんが。これシャトルバス運行業務で122万1,000円使うとんです。これ土成の工業団地からここまで運んでもらう金額、あと市場中学からここまで運んでもらう金額ですけど、これ参加者を大体80%ぐらい乗られた計算でしたら、一人頭2,500円ぐらいはかかってきます、2,700円ぐらいか、7割ぐらいですよ、2,700円ぐらい。一人頭2,700円ぐらいの経費がかかります。入浴委託業務っていうのも入っております、これ御所の郷で800枚、これ入浴券、買取りしておりますよね、買取り、ねえ、買取り。これ何で買取りしたんか、私、分からないんですよ。これ阿波市やったら、入浴券とか入浴助成券とかというんで、使ったものだけを請求するというのが普通でありまして、買い取ってしまったら、県外だろうと、どこであろうと、使うたか使っていないか分からない。これひもつきでもないでしょう、連番も振っていない、期限も無制限。なぜこんなことをしたのか、私は疑問になっとんです。これと、この締切日から、大会の締切日ですね、締切日から大会まで間が約60日あるんですよ、2か月。2か月もあったのに、なぜ、これ700人少々ですけど、何で800枚買うとんですか。きちっと数合わせたらええじゃないですか。どないするんですか、残ったやつは。残った券をどないするかですよ。引き出しの中に入れとんですか。私は分かりませんがね、そんなことをすること自体が。大体、行政というものは、きちっと数を合わせて買うてくださいよ、財源なんですからと私は思います。この質問はしませんけどね。

あと、観光PR業務で48万8,400円出しとんです。これね、阿波市観光協会というところに、教育委員会が丸投げっていうんかね、まあ投げとんですけど、これ48万8,400円のうち30万円ぐらいかな、二十七、八万円ぐらいまでは実費費用が要っとんで

すけど、残りの下のほうにちょろっと入っただけですよ、企画手数料11万円ですよ、これ、今回のPRみたいなもんですよ、阿波市の観光の。これ阿波市観光協会に投げとんですけど、阿波市観光協会には商工観光課より1,950万円毎年補助金を出してとんですよ。ねっ、これ出してとんですよ、補助金を。これこの中でやってもらわなアカンでしよ、これ実費負担は別ですよ、ねえ、教育委員会、そうでしょう。実費負担は別ですよ、ほんなけど、この中でやっていただきたい。毎年やりよんですよ、これ。これぐらいは協議してくださいよ。私は、議員という者は、私の感覚ですよ、私ですよ、ほかの方は言いません、私ですよ。私は、行政がお金をどういったところに使われよるか、間違ったところに使われぬのか、それが議員の最大の役目と思うてますよ。いろんなことをしていただきたい。だけど、一番の役目はそこなんですよ。行政がおかしいことをしよらんかとか、ねっ、それをチェックするのは議員なんですよ。私もいろんな人から付託を受けてここに出てきてますよ。だから、中途半端な気持ちで今回でもこの議場に立ってないんですよ。まあ質問しますね。

それと、今回シティマラソンのときに、阿波市の職員が出てきてとんですよ、たくさんね。これ阿波市の職員が、一応秘書人事課に聞いたら364名、正規がね、いると聞いています。そのうち参加されたのが322名、約88.46%の参加。これね、ボランティアではないんですよ、全て代休をいただけるようになっております。中には代休をもらえぬ人もおられますけど、そりゃしんどい思いの人はおりますけど、全て代休をいただいております。ということは、先ほどの1,250万円に、この働いた金額を足しての金額が、この阿波シティマラソンの総額なんですよ。これについて、この総額ですね、人件費を含めた大会の経費についてお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 榎原浩二議員の一般質問の1問目の再問についてお答えをさせていただきます。

人件費も含めた大会運営費についてだったと思いますので、それについてお答えします。

大会費につきましては、告知看板設置など事前準備と、大会当日の参加賞やタイム測定などで、議員先ほど言われたように1,250万円必要となっております。また、当日は職員がスタッフとして休日出勤をしていただいております。代休で対応をしております。それを人件費として換算しますと、当日勤務時間や職員の給与に違いがあるので正確には

把握はできておりませんが、平均で約530万円としております。よって、総額で約1,800万円と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） 教育部長、ありがとうございます。1,800万円かかっておりますね。1,800万円を、これを参加者の、シティーのマラソンのハーフマラソンの人数で割りますと、ちょっと電卓はやめますけど、約1人走ってもらうのに、ハーフマラソンを1人走ってもらうのに4万円かかります、4万円。3月に走っていただきよる、1人4万円かかるとんですよ。市民、知らんと思いますよ、本当に。あの人たちは健康になられて、阿波市の財政は不健康になる、こういった事業ですよ、本当にこれ。4万円要るんですよ、4万円。これね、私ね、1,800万円もあつたらね、悪いんですけど、吉野川市のこれあんまり日付は変わらんのですよ、これ、2週間しか変わらんのですよ、これ、シティマラソン、これ、2市ともハーフしてますけど。こちらのほうは阿波シティマラソン公認コース、こちらのほうは非公認、でも参加者はほぼ一緒。なおかつ、こっちのほうの、吉野川市のほうは、まだ1,000円高い、6,000円要るんです。こっち5,000円。なおかつこちらは入浴券もただ券まであげちゃう。公認コース取ってまで人を集める。先ほど小松教育部長がおっしゃったように、市民の体力づくり、健康増進、これハーフマラソン22名のためですか、するんですか、市民の体力づくりって、これ、健康増進。阿波市の人口は分かれていますか、3万4,000、3万4,000人いるんですよ。ハーフマラソンを走るとんが22名ですよ。その方は悪いと言いませんよ、一生懸命頑張られておるから。ほんなけどね、この22名が阿波市の人口に対したら、パーセンテージで言いましたら0.0647%なんです。もうほとんど認知がないような状態ですよ。

こういった事業に1,800万円ものお金をつぎ込んでやっていくべきなのか、それとも今来られとる吉野川市の市議会議員、県議がおるんで、もうそちらに任せますと、もうマラソンは任せますわとしたら、この1,800万円の予算があれば、ごみ袋を4つぐらい配れるんですよ、市民の各家庭に4つぐらいね。こりゃあ喜びますよ。今テレビをつけても全部物価高、何もかも上がる、何もかも上がる、上がる、上がる、もう全部上がりよんですよ。チーズは上がる、牛乳は上がる、お菓子も上がる、何もかも上がるんですよ。上がって上がって上がりまくりよんです、今。このときにこの1,800万円を一日のた

めに使って、それよりははるかに市民が喜んでくれますよ、本当に。うれしいでしょう、皆さん、皆さんも市民ですからね、4つごみ袋が来たらうれしいじゃないですか。簡単なんですよ、引換券を送るんですよ、引換券を、こんなカード1枚を。ぽんと家に送ったら、各家庭でその辺の量販店とかに行ったら替えてくれるんですよ。これ上板町もやりましたよ、これ、これは、コロナ禍のときにね。簡単やったです、これは。だから、そういったことも考えながらやられたほうがいいんじゃないかと私は思うんです。

次、本丸に行きますね、この話の中の。これは、ちょっとこう本丸の話に入っていきます、今からね。

いろいろと金額ベースのことをおっしゃったんですが、いわゆる報償金の取扱いがあります。これに関してはいろいろ物議があって、いろいろああじゃこうじゃいろいろ言われたんですが。私も市民の方から付託を受けて出てきておりますので、言うなと言われればよけえよけえ言いたくなるというね。これシティマラソンのゲストラナーの謝金が130万円払われております。当日来られて、前泊される方もおられますが、基本5時間の拘束時間とお聞きしてます、5時間ですね。内訳と言いますと、企業名は言うても構わんっていうことだったので、富士通の選手に10万円、大塚製薬陸上部の4名の方に50万円、あと大塚製薬のゲストラナーの方に65万円、これきっちり払ってますね。私がこれ問題じゃなと思ったのは、もう最後の最後でこういう情報が出てきた、まあもらったんですが、担当者が相手の大塚製薬のどなたと話をしたんかも私もよう分からんですが、振込先が、後で私怒られても困るんですけどね、5人来たんですよ、大塚製薬から、そのうち4名は大塚製薬陸上部の口座に振り込んでんですよ、そうですね。あと1名、ゲストラナー、65万円だけを個人口座に入っとんですよ。何でなん。大塚製薬陸上部の全員選手ですよ。ちょっと、私、えっと思ったんです。まあいいです。

あのね、結局は、このゲストラナーとかもろもろ呼んどんですけど、これよく役所の方は見積り、見積りよと言いますよね、どこでも見積りって、見積り取っとんのですか、これ。全国いろんなゲストラナーからいろんな方がおられますよね、芸能人から。見積りもらっとんのですか、これ。この金額になった根拠もあるんですか、それについて。

それと、大塚製薬の……。あっ、まあいいですわ。もうそれでいい。やめときます、はい。ほれでお願いします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 樫原浩二議員の一般質問1問目、再々問について、ゲストラ

ランナーの見積りや振込方法について答弁をさせていただきます。

担当者と所属先の企業と今回直接交渉を行い、契約を行っております。そして、所属先等から見積りの提出は受けてはおりません。また、ゲストランナー及び招待選手への謝礼振込については、所属先との協議の上で決定していただいとります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） まあそんな感じです。財政課長、もっと予算査定をもうちょっと厳しめにしたほうがいいですよ。ちょっと抜けとうですよ。今までずっと流れで慣例みたいにきてるので、結局通った、うれしいわで終わっちゃういますか。きちっともうちょっと厳しい目で見られたほうがよろしいかと思えますよ、見積りもないんですから。実際、見積りないんですよ、あり得んですよ。小っちゃいことですけどね、小っちゃいことやけど、これ積み重ねでいったらごっつい金額になってきますからね。私、これ氷山の一角と思ってます、今回。ちょっと調べたら、これころころと出てきましたからね、これ。氷山の一角。皆さん、脇を締めて一生懸命、市長が進める行財政改革2025に前へ進んでいただいて、頑張っていたきたいと思えます。

それでは、この質問を終わります。

次に、安全・安心なまちづくりについてであります。

本市を、第3次阿波市総合計画の将来像に掲げる、「みんなでつくる 未来に誇れる阿波市」を目指すためには、防災・減災対策を、自助、共助、公助が連携して、より実践的な対応を講じ、市民の皆様の安全・安心な環境を構築することが最も必要だと考えます。また、昨年の元旦に発生した能登半島地震に端を発し、8月には日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報、巨大地震注意が発表されました。

加えて、本年に入り、政府の地震調査委員会は、南海トラフ巨大地震が、先ほど松村議員もおっしゃっていましたが、今後30年以内に発生する確率を、今までの70%から80%に引き上げました。今年度まで推進されておりました国民の安全・安心の確保、持続的な経済成長の実現、個性を生かした地域づくりと分散型国づくりの3本柱として進められていた国土強靱化5か年加速化対策が来年度以降どのようなようになるかに不安を覚えております。

そこで、質問に入ります。

国の国土強靱化との関連について、いわゆる本市に対しての国の方向性を、現在把握し

ている範囲で、町田市長、ご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 檜原浩二議員の一般質問の2問目、安全・安心なまちづくりについての1点目、国の国土強靱化との関連についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員も言われましたように、最近と申しますか、ここ10年来になりますが、異常気象によって海温の上昇とかいろんなことによって、全国どこでいろんな大規模震災が発生してもおかしくないというような状態になっております。極めつけは、何回も言っておりますが、平成23年3月11日、東日本大震災が発生して、行方不明者も含めて1万8,400人の方が今も分からないというようなことで、これに対してはご冥福をお祈り申し上げます。

これを受けまして、平成25年、2年後に、国土強靱化基本法という法律が制定されました。法律が制定されたからといって、すぐに施行とは行きませんが、これから全ての都道府県も含んだ自治体で、いろんな基本計画、実施計画っていうのを策定いたしまして、今、ちょうど今年で13年目ということでございまして。最初は平成30年から令和2年の8年目ということで、令和3年度から始まりました防災・減災国土強靱化のための5か年加速化計画ってよくお耳にすると思うんですけど、それが令和3年度から始まって、今年度が最終年度ということで、来年度以降どうなるのかということでございまして、この計画については、来年度以降の計画については、阿波市についても策定しております。

こういった中で、国においては、今、いろんな与・野党のことがいろいろ報道されておりますが、国によりましては、8月を目指して概算要求っていうのを取りまとめて、財務省のほうで査定して、12月には閣議決定して、年明けの来年の1月に通常国会に提出する中で、今のいろんな出張とか会の情報の中では、やはりいろんな課題もあるんですけど、安全・安心に、阿波市民だけでなく、どこの自治体も安全・安心にみんなが笑顔で暮らせるということが一番かと考えます。これに関しましては、各自治体いろんな地域防災計画の中でいろんな対策を立てておりますが、今はもっと真剣に、果たしてこれが有事の際に役立つのかといった検証をします。これも当たり前のことなんですけど、実際に来たときに、今日の質問でもありましたが、計画は立てておっても、いざ来たときにマニュアルを見ながら、そうでは役立ちません。それと、1週間とかでは事前準備も間に合わないということで、実際のときに役立つような計画に精度を上げていくと。それと同時に、演習も、防災士の話も今回の議会でありましたが、実際に役立って、東日本大震災を機

に、防災という言葉が聞かれなくなって、減災、被害なしというのはないので、どのようにして被害を少なくしていくかっていうことが一番でございまして。こういったことで、阿波市の危機管理局におきましても、全庁でやるんですけど、いろんな準備をしております。しかし、それが実際来たときに役立つかってことが一番重要だと考えます。

そういったことで、よく聞きますのが、小学校区のほうで、昨年全ての小学校区に自主防災組織っていうのも結成されましたが、やはり半日程度の、程度って言いましたらいけません、半日の防災訓練をするんですけど、正常性バイアスっていう言葉があって、私の家はいけるとか、私の地区はいけるとか、そういった気持ちが心の中にある限り、これまた真剣に捉えないと、自助、共助っていうのが公助を上回りますので、ここの分が一番大事だと思って答弁させていただきます。

近年における、繰り返しになりますが、地球規模の異常によりまして、こういった自然界の流れは我々の力では変えることはできませんが、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況下の中、安全・安心なまちづくりの実現に向けて、国はあらゆる大規模自然災害に対して致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った国土強靱化を実現するために、先ほども申しましたが、平成26年6月に、国の指針となる国土強靱化基本計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づき策定されております。法律は平成25年です。こういった中で、コンセプトとして、人命の保護が最大に図られること、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復興、復旧ということで、これは経済的なものにも影響いたします。この4つを基本目標として、国の中・長期的な計画であり、重要なインフラの耐震化、防災・減災対策、情報システム強化などを柱に、国、地方自治体、民間が一体となって推進するとされております。

議員ご質問の国の国土強靱化との関連でございしますが、本市独自の災害リスクや地域資源を踏まえた防災・減災対策を総合的に、戦略的に進めるため、国の交付金や技術支援等を受けつつ、本市が直面する災害リスクに対応する具体的な取組について、阿波市国土強靱化地域計画を策定し、本市の強靱化に向けて取り組んでまいりました。

令和5年7月は、国は近年の災害から得られた貴重な教訓や社会情勢の変化を踏まえ、国土強靱化基本計画を見直しました。これを受け、本市でも、計画の推進期間満了に伴い、国の変更を軸とし、かつこれまでの指針である市計画の実施成果の分析を行い、各種



計画の見直しを踏まえた脆弱性の再評価を実施することにより、第3次阿波市総合計画との整合性を図りながら、安全・安心な災害に強いまちづくりの構築の実現に向け、令和7年度から令和11年度までの第2次阿波市国土強靱化地域計画を策定しております。

先ほど冒頭にしゃべったほうが分かりやすいんですけど、何が言いたいかと言いますと、これが一番重要でありまして、やはり計画倒れにならないと。先ほど議員も言われたように、今年の1月には、日向灘の昨年8月4日の緊急情報を踏まえまして、70%から80%に上がってきております。これが来週かも再来週かも分かりません。こういったことで、演習のための演習、訓練のための訓練でなくて、ここいらの制度に力を注いでいきたいというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。現在の進捗状況がよく分かりました。

国における与党少数の現状においても、国民の安全・安心に寄与する施策は強調されるものと拝察いたします。

次に、再問いたします。

市長より、先ほど答弁されました内容が具現化した場合で質問いたします。

今後の具体化対策について、町田市長より答弁を求めます。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 榎原浩二議員の一般質問の2問目の再問に答弁させていただきます。

今後の具体的対策ということでございますが、今まで、今も基本計画は策定しております。これ演習、小学校区で、先ほど申しましたが、自主防災組織の連合会が全て立ち上がりました。こういった中で、もう一度前例踏襲するんじゃなくて、内容を全て見直して、実際に役立つような、それをまた小学校区から自分たちの自治会に帰っても、真剣になって、それで被害の少ないような、どうやったらいいかというのを、いろんな専門家とか、いろんな職種の方が集まってやっていくと。その中では、もちろん市も中心となって入っていくと。中央広域の広域連合の方も、警察署も関連しますわね、そういった中で、そういった方の中で、これはどこも考えております。徳島県内におきましては、特に太平洋側に面する県南にかけて、牟岐町とかにかけて、太平洋側はかなりうちよりは真剣な取組をしております。高台に逃げる、それには施設が要ると、それにもお金が要ると。先ほど議

員も言われたように、有効に1円も有効活用、公費でございますので財源の有効活用、その減った分をどこで減らすのかと、そういったことで真剣に国土強靱化対策に取り組んでいるように報道もされておりますし、美波町、海陽町、牟岐町におきましては、いろんな課題もありますが、阿波市とは若干温度差もあろうかと思えます。なので、そののころを、内陸部と言いながらも、増やしていくということで。これは回数を重ねるしかないと思うとんです、考え方としては。いつ来てもどういった対応をするというのを、先ほど吉田議員のところでも言いましたが、来てからマニュアルを見るというんでなくて、もう体が自然に動くといったことで、それぞれの役割分担をきっちり果たして、それぞれの地域での市民の皆さんや企業の方と連携ですね、あうんの呼吸で災害を迎え撃つと、こういったまちづくりが必要ということで、これはまた危機管理課を中心に再度検証して、今のような成果が出せるように、防災に強い阿波市を目指して頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

以上、答弁といたします。

○議長（笠井安之君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） よく分かりました。予算の額も考慮しなければなりません、市民の財産、生命を守るものですから、どうかスピード感を持って対応してくださることに期待申し上げて、私、樫原浩二、今回2問の、大枠2問の質問をさせていただきましたが、ちょっと偉そうなことも言うたように思うんですが、どうぞよろしくお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（笠井安之君） これで2番樫原浩二君の一般質問が終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は16日午前10時から一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時40分 散会